

大正十一年十月

聯盟經費分擔問題經過概要



外務省國際聯盟係

大藏省

大正十一年十月

華北聯合會分擔問題

華北聯合會分擔問題

大正十一年十月

目次

聯盟經費分擔問題ノ經過

- 第一、 現行規定 一
- 第二、 分擔方法改正ノ必要 一一
- 第三、 第一回聯盟總會以前ノ本件經過 一三
- 第四、 第一回聯盟總會ノ聯盟費用分擔調査委員會設立 一五
- 第五、 聯盟費用分擔調査委員會ノ報告 一七
- 第六、 第二回聯盟總會 三〇
- 第七、 其後第三回總會ニ至ル迄ノ經過 三二
- 第八、 第三回聯盟總會ニ於ケル經過 四四

大藏省

第一 現行規定  
 現在ニ於ケル聯盟經費分擔方法ハ聯盟規約第六條末項ノ定ムル所ナリ、即  
 同項ニハ「聯盟事務局ノ經費ハ萬國郵便聯合總理局ノ經費分擔ノ割合ニ從  
 ヒ聯盟國之ヲ負擔ス」ト規定セラル、而シテ右總理局ノ經費分擔方法ハ萬  
 國郵便條約施行規則ノ定ムル所ニシテ聯盟國ヲ七等級ニ分類シ各國ヲシテ  
 夫々其ノ屬スル等級ニ從ヒ一定額ノ割合ヲ以テ總額ヲ分擔セシムルニアリ  
 今之ニ依リテ一九二二年度ニ於ケル聯盟各國ノ分擔率及分擔額ヲ示セハ左  
 ノ如シ（松田局長來信聯本公第二四號附屬參照）  
 （註一）萬國郵便條約施行規則ハ本條約ト共ニ一九二〇年十一月三十日  
 ヲ以テ改正セラレ右改正規則ハ一九二二年一月一日ヨリ實施セ

聯盟經費分擔問題ノ經過

第一 現行規定

現在ニ於ケル聯盟經費分擔方法ハ聯盟規約第六條末項ノ定ムル所ナリ、即  
 同項ニハ「聯盟事務局ノ經費ハ萬國郵便聯合總理局ノ經費分擔ノ割合ニ從  
 ヒ聯盟國之ヲ負擔ス」ト規定セラル、而シテ右總理局ノ經費分擔方法ハ萬  
 國郵便條約施行規則ノ定ムル所ニシテ聯盟國ヲ七等級ニ分類シ各國ヲシテ  
 夫々其ノ屬スル等級ニ從ヒ一定額ノ割合ヲ以テ總額ヲ分擔セシムルニアリ  
 今之ニ依リテ一九二二年度ニ於ケル聯盟各國ノ分擔率及分擔額ヲ示セハ左  
 ノ如シ（松田局長來信聯本公第二四號附屬參照）  
 （註一）萬國郵便條約施行規則ハ本條約ト共ニ一九二〇年十一月三十日  
 ヲ以テ改正セラレ右改正規則ハ一九二二年一月一日ヨリ實施セ

（以下同前）









佛 蘭 西 國	二五	1,011,333	195,140,477
芬 蘭 國	一〇	404,533	78,056,111
「エストニア」國	註二参照三	121,360	23,414,822
丁 株 國	一〇	404,533	78,056,111
「エストニア」國	註二参照三	121,360	23,414,822
「チエツコ、スロヴァキア」國	一五	606,801	117,084,288
秋 馬 國	三	121,360	23,414,822
「コスタ、リカ」國	三	121,360	23,414,822
哥 倫 比 亞 國	五	206,267	39,028,099
支 那 國	二五	1,011,333	195,140,477
智 利 國	五	206,267	39,028,099
加 奈 陀 國	二五	1,011,333	195,140,477

佛 蘭 西 國	二五	1,011,333	195,140,477
芬 蘭 國	一〇	404,533	78,056,111
「エストニア」國	註二参照三	121,360	23,414,822
丁 株 國	一〇	404,533	78,056,111
「エストニア」國	註二参照三	121,360	23,414,822
「チエツコ、スロヴァキア」國	一五	606,801	117,084,288
秋 馬 國	三	121,360	23,414,822
「コスタ、リカ」國	三	121,360	23,414,822
哥 倫 比 亞 國	五	206,267	39,028,099
支 那 國	二五	1,011,333	195,140,477
智 利 國	五	206,267	39,028,099
加 奈 陀 國	二五	1,011,333	195,140,477

(5,1番係)



Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including numbers and some illegible characters.

希臘國 五 二〇六、二六七 三九〇二八〇九

「ダアチマラ」國 三 一二一、三六〇 二三四一六八二

「ハイチ」國 三 一二一、三六〇 二三四一六八二

「ホンヂユラス」國 三 一二一、三六〇 二三四一六八二

印度 二五 一〇一、三三五 一九五一一四〇四七

伊太利國 二五 一〇一、三三五 一九五一一四〇四七

日本國 二五 一〇一、三三五 一九五一一四〇四七

「ラトグアイア」國 五 二〇三、二六七 三九〇二八〇九

「リベリア」國 註一 四〇、四五三 七八〇五五四

「リスアニア」國 註一 一二一、三六〇 二三四一六八二

盧森堡國 三 一二一、三六〇 二三四一六八二

「ホーザラント」	一五	六〇六八〇一	一一七〇八四二八
新 西 蘭	三	一一一、三六〇	二二、四一六八二
「ニカラグア」	三	一一一、三六〇	二二、四一六八二
諸 威 國	一〇	四〇四、五三三	七八〇、五六一
巴 奈 馬 國	三	一一一、三六〇	二二、四一六八二
「パラグアイ」	三	一一一、三六〇	二二、四一六八二
波 斯 國	三	一一一、三六〇	二二、四一六八二
秘 魯 國	五	二〇二、二六七	三九〇、二八〇九
波 蘭 國	二五	一、〇一、三三五	一九五、一四〇、四七
葡 萄 牙 國	一〇	四〇四、五三三	七八〇、五六一
蘇 馬 尼 亞 國	一五	六〇六、八〇一	一一七〇、八四二八

(0.) 附録

「ホーザラント」	一五	六〇六八〇一	一一七〇八四二八
新 西 蘭	三	一一一、三六〇	二二、四一六八二
「ニカラグア」	三	一一一、三六〇	二二、四一六八二
諸 威 國	一〇	四〇四、五三三	七八〇、五六一
巴 奈 馬 國	三	一一一、三六〇	二二、四一六八二
「パラグアイ」	三	一一一、三六〇	二二、四一六八二
波 斯 國	三	一一一、三六〇	二二、四一六八二
秘 魯 國	五	二〇二、二六七	三九〇、二八〇九
波 蘭 國	二五	一、〇一、三三五	一九五、一四〇、四七
葡 萄 牙 國	一〇	四〇四、五三三	七八〇、五六一
蘇 馬 尼 亞 國	一五	六〇六、八〇一	一一七〇、八四二八

(0.) 附録

「スルヴァドル」國	三	一、二、三、六〇	二、三、四、一、六、八、二
「セルブ、クロアチア、スロヴェニア」國	一〇	四〇、四、五、三、三	七、八、〇、五、六、一
暹羅國	三	一、二、一、三、六〇	二、三、四、一、六、八、二
南阿弗利加	二、五	一、〇、一、一、三、三、五	一、九、五、一、四、〇、四、七
西班牙國	二〇	八〇、九、〇、六、八	一、五、六、一、一、三、三、八
瑞典國	一、五	六〇、六、八、〇、一	一、一、七、〇、八、四、二、八
瑞西國	一、五	六〇、六、八、〇、一	一、一、七、〇、八、四、二、八
「ウルグアイ」國	三	一、二、一、三、六〇	二、三、四、一、六、八、二
「グエネスエラ」國	三	一、二、一、三、六〇	二、三、四、一、六、八、二
合 計	五、一、六	一、二、一、三、六〇	二、三、四、一、六、八、二

(5, 3) 續前

「スルヴァドル」國	三	一、二、三、六〇	二、三、四、一、六、八、二
「セルブ、クロアチア、スロヴェニア」國	一〇	四〇、四、五、三、三	七、八、〇、五、六、一
暹羅國	三	一、二、一、三、六〇	二、三、四、一、六、八、二
南阿弗利加	二、五	一、〇、一、一、三、三、五	一、九、五、一、四、〇、四、七
西班牙國	二〇	八〇、九、〇、六、八	一、五、六、一、一、三、三、八
瑞典國	一、五	六〇、六、八、〇、一	一、一、七、〇、八、四、二、八
瑞西國	一、五	六〇、六、八、〇、一	一、一、七、〇、八、四、二、八
「ウルグアイ」國	三	一、二、一、三、六〇	二、三、四、一、六、八、二
「グエネスエラ」國	三	一、二、一、三、六〇	二、三、四、一、六、八、二
合 計	五、一、六	一、二、一、三、六〇	二、三、四、一、六、八、二

計算單位ハ四〇四五三三八金法

(5, 3) 續前

(註一) 亞爾然丁共和國ハ數回通告ヲ發シタルニモ拘ハラズ前豫算年度ニ對シ未タ毫モ分擔金ノ拂込ヲ爲サス一九二二年度豫算ニ對スル分擔金ニ付テハ同國ニ對シテ請求ヲナシ置キタルモ豫算ハ出來得ル限リ局限シテ之ヲ見積リ置キタルヲ以テ上記ノ經驗ニ基キ何レノ計算ニ於テモ、亞國ノ分ヲ計上スルコトハ實行シ難キモノト認メラル若シ亞爾然丁國政府カ其ノ要求セラレタル分擔金ヲ支拂ヒタルトキハ其他ノ聯盟國ノ分擔金ハ之ニ從ツテ更正セララルヘキモノトス

U.S.S.R.	111,800	2,340,168
U.K.	111,800	2,340,168
France	111,800	2,340,168
Italy	111,800	2,340,168
Spain	111,800	2,340,168
Japan	111,800	2,340,168
China	111,800	2,340,168
India	111,800	2,340,168
U.S.A.	111,800	2,340,168
Canada	111,800	2,340,168
Latin America	111,800	2,340,168
Asia	111,800	2,340,168
Australia	111,800	2,340,168
New Zealand	111,800	2,340,168
South Africa	111,800	2,340,168
Others	111,800	2,340,168
Total	1,341,600	28,082,016

(註一) 亞爾然丁共和國ハ數回通告ヲ發シタルニモ拘ハラズ前豫算年度ニ對シ未タ毫モ分擔金ノ拂込ヲ爲サス一九二二年度豫算ニ對スル分擔金ニ付テハ同國ニ對シテ請求ヲナシ置キタルモ豫算ハ出來得ル限リ局限シテ之ヲ見積リ置キタルヲ以テ上記ノ經驗ニ基キ何レノ計算ニ於テモ、亞國ノ分ヲ計上スルコトハ實行シ難キモノト認メラル若シ亞爾然丁國政府カ其ノ要求セラレタル分擔金ヲ支拂ヒタルトキハ其他ノ聯盟國ノ分擔金ハ之ニ從ツテ更正セララルヘキモノトス

(註二) 「エストニア」及「リスニア」兩國ハ未タ萬國郵便聯合ニ於ケル級別ナキヲ以テ之ヲ第六級ニ置キ各々三單位ヲ分擔セシムルコトトセリ

(註一) 前掲

（一） 郵便聯合加入國ニシテ國際聯盟ニ加入セサル國少カラス

（二） 郵便聯合加入國ニシテ國際聯盟ニ加入セサル國少カラス

（三） 郵便聯合加入國ニシテ國際聯盟ニ加入セサル國少カラス

（四） 郵便聯合加入國ニシテ國際聯盟ニ加入セサル國少カラス

（五） 郵便聯合加入國ニシテ國際聯盟ニ加入セサル國少カラス

（六） 郵便聯合加入國ニシテ國際聯盟ニ加入セサル國少カラス

（七） 郵便聯合加入國ニシテ國際聯盟ニ加入セサル國少カラス

（八） 郵便聯合加入國ニシテ國際聯盟ニ加入セサル國少カラス

（九） 郵便聯合加入國ニシテ國際聯盟ニ加入セサル國少カラス

（十） 郵便聯合加入國ニシテ國際聯盟ニ加入セサル國少カラス

第三 分擔方法改正ノ必要（第五回聯盟理事會議事錄二五七頁以下參照）

聯盟ノ經費分擔ノ方法ハ略上述ノ如クナルカ今具ニ其ノ當否ヲ究ムレハ

諸種ノ點ニ於テ缺點アルヲ免レス殊ニ

(1) 右總理局費用分擔ノ方法ハ一九〇六年ノ制定ニ依リ再後既ニ十數年ヲ經過シ其ノ間世界形勢ノ變化甚クシカリシヲ以テ右制定ノ基礎タル諸國ノ面積等ハ著シク變化セリ

(2) 郵便聯合加入國ニシテ國際聯盟ニ加入セサル國少カラス

(3) 聯盟ノ費用ト郵便聯合總理局ノ費用トハ其ノ額雲泥ノ差アリ前者ノ二千數百萬（瑞西）法ニ對シ後者ハ客年改正ノ規則ニ依ルモ最高三十萬（瑞西）法ニ過キス郵便條約施行規則第三七條舊規則第三八條ハ十二萬五千

瑞西法ト定ム故ニ分擔ノ割合ハ兩者ニ付同一ナリト雖モ實際各國ニ及ボス

一、... (faint vertical text) ...  
 二、... (faint vertical text) ...  
 三、... (faint vertical text) ...  
 四、... (faint vertical text) ...  
 五、... (faint vertical text) ...  
 六、... (faint vertical text) ...  
 七、... (faint vertical text) ...  
 八、... (faint vertical text) ...  
 九、... (faint vertical text) ...  
 十、... (faint vertical text) ...

影響ニ至リテハ到底同日ノ版ニ非ス  
 以如斯上述べノ分擔方法ハ到底今日ノ實際ニ適セス一日モ違ニ之ヲ改正シ  
 テ各國分擔ノ公平ヲ圖ラサルヘカラサルコト明ナリ

大藏省

Faint, illegible text on the right page, likely bleed-through from the reverse side of the document.

第三 第一回聯盟總會以前ノ本件經過

右改正ノ必要ニ付テハ聯盟理事會夙ニ看ル所アリ其ノ第五回及第八回會議ニ於テ公平ナル分擔方法ヲ案出センコトヲ議シ之カ資料トシテ事務總長ヲシテ各國ニ對シ其ノ面積人口貿易統計歲出入等ニ關スル正確ナル報道ヲ求メシムルコトトシ且一九二〇年九月「ブラツセル」ニ開カルヘキ國際財政會議ニ於テ右分擔方法ヲ審議スヘキ旨決議セリ

右「ブラツセル」會議ニ於テハ本件ニ關スル特別委員會ヲ設ケテ分擔方法ヲ審議シタルモ種々研究ノ結果統計ノ不完全、現今經濟狀態ノ混亂等諸種ノ事情ニ照シ今遽ニ永久的分擔方法ヲ確定スルノ困難ナルニ因リ一時的方法ノミヲ決定スルノ外ナキヲ認メ大體前記其剛郵便聯合總理局ノ經費分擔ノ方法ニ倣ヒ新分擔案ヲ審議シタルモ右ハ財政會議本會議ニ付議セラル

(註、(財)228)

... 式に、シキ... 大正九年六月... 白安達大使來電第九四號參照)

... 白安達大使來電第九四號參照)

ルニ至ラサリキ是分機率制定ニ關シテハ前記ノ如キ種々ノ困難アリテ暫行  
的ノモノト雖モ容易ニ之ヲ決定シ得サルニ基因スルモノナリ（大正九年在  
白安達大使來電第九四號參照）

(9) (續前)



日定會大加東事... (Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page)

第四 第一回聯盟總會—聯盟費用分擔調査委員會設立

第一回總會以前ニ於ケル分擔方法改正—問題ノ經過前述ノ如クナリシニ  
鑑マ同總會ニ於テモ新分擔方法ヲ決定スルニ由ナカリシヲ以テ本件審議ノ  
任ニ當レル第四委員會ノ決定ニ基キ分擔方法調査ノタメ萬國郵便聯合會西  
代表者ヲ加ヘタル五名ノ委員ヨリ成ル特別委員會ヲ任命センコトヲ理事會  
ニ勸告スルニ止ムルノ已ヲ得サリキ

(一九二一年一月ノ聯盟公報第一回聯盟總會決議集二七頁第十三條(A)參照)  
理事會ハ右勸告ニ基キ直ニ左ノ通右委員會ヲ任命シタリ  
(第十回理事會議事錄三五頁參照)

- (1) 伯刺西爾
  - (2) 佛蘭西
  - (3) 瑞西?
  - (4) 南阿弗利加
  - (5) 丁抹
- (議長)

大藏省

(8) 伊太利  
 (11) 海陸軍  
 (12) 海軍  
 (13) 海軍  
 (14) 海軍  
 (15) 海軍

（註）松田局長來信大正十一年七月聯本公第二一〇號附屬  
 ニ依レハ右(3)及(5)ノ委員ハ左ノ通交迭シタリ  
 伊太利 羅尼亞

大藏省

第五 聯盟費用分擔調査委員會ノ報告

右ノ如クニシテ設立セラレタル調査委員會ハ各國ノ人口及純收入ヲ基礎トシテ其ノ支拂能力ヲ測定シ之ニ基キテ各國分擔率ヲ決定シ之ヲ第十三回理事會(註)ニ提出シタリ(第十三回理事會議事録四頁一―九頁以下參照)

(註)第十二回理事會ニ於テモ審議アリタレトモ此時ハ未タ調査委員會ニ於テ意見ノ一致ヲ見サリシヲ以テ第十三回理事會ニ延期セラレタルナリ(第十二回理事會議事録三五頁參照)

右報告ハ第二回總會ニ當リ理事會構成國代表者ニ於テ充分討論ノ自由ヲ有スヘキ旨ノ留保ヲ以テ理事會之ヲ承認セリ該報告ニ掲ケラレタル各國支拂能力及之ニ基ク分擔率左ノ如シ



加 奈 陀	亞 爾 然 丁 國	國 グ エ ー ヌ	ク ロ ア ー	セ ル ブ	伯 刺 西 蘭 國	波 蘭 國	キ ア 國	チ エ ツ ヌ ス ロ ヴ ア	羅 馬 尼 亞	第 三 西 班 牙 國
三 一 九	三 四 四	三 六 五			三 四 一	三 四 二	三 五 一	四 〇 四	四 三 〇	
(三三三強) (三三五五五)										

大藏省

(五、一四三號)

英 國	法 國	普 魯 士	日 本	美 國	俄 國	奧 國	意 國
二 〇 〇	一 七 〇 〇	一 八 三 一	一 八 六 八	一 八 九 八	一 九 〇 五	一 九 〇 五	一 九 〇 五
(三三三強) (三三五五五)							

入 藏 省

第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...
第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...

(11月...)

(12月...)

大...

第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...
第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...	第... 西... 東... 大...

1117D (1)

1117D (1)

大藏省

(5, 1番通紙)

第六分冊

希 臘 國	勃 牙 利 國	秘 魯 國	玖 馬 國	丁 抹 國	哥 倫 比 亞 國	新 西 蘭	ア ル ギ エ イ 國	諸 威 國	Q 四七
Q 八一	Q 六七	Q 六六	Q 六五	Q 六四	Q 五七	Q 五六	Q 五六	Q 五二	

(Q七四五  
Q五八六六)

100 (Q六七弱)

大 蔵 省

(5.1) 補遺

日 本 國	大 韓 國	暹 羅 國	緬 甸 國	英 國	法 國	普 魯 士 國	俄 國	奧 國	意 國	美 國	西 班 牙 國	葡 萄 牙 國	荷 蘭 國	丹 麥 國	瑞 士 國	瑞 典 國	挪 威 國	芬 蘭 國	波 蘭 國	捷 克 國	匈 牙 利 國	南 斯 拉 夫 國	羅 馬 尼 亞 國	保 加 利 亞 國	塞 爾 維 亞 國	克 羅 地 亞 國	馬 其 亞 國	阿 爾 巴 尼 亞 國	希 臘 國	土 耳 其 國	伊 朗 國	印 度 國	中 華 人 民 共 和 國	日 本 國
Q 一三六	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	Q 一三一	

1. 三三六 (1)

1. 三三六 (1)

諸 島 圖	南洋 群 島 圖	南洋 群 島 圖	南洋 群 島 圖	南洋 群 島 圖	南洋 群 島 圖	南洋 群 島 圖	南洋 群 島 圖	南洋 群 島 圖	南洋 群 島 圖
〇 八 一	〇 六 十	〇 六 六	〇 六 五	〇 六 四	〇 五 十	〇 五 六	〇 五 六	〇 五 六	〇 五 六

(〇五八六六)

(〇六六六)

大  
藏  
省

第七 項 地 利 圖	「ク ア テ マ ラ」 圖	「サ ル ヴ ア ド ル」 圖	「ハ ラ グ ア イ」 圖	「ポ リ ヴ イ ア」 圖	「ヴ エ ネ ツ エ ラ」 圖	「ハ イ チ」 圖
〇 一 九	〇 一 九	〇 一 五	〇 一 一	〇 二 九	〇 二 九	〇 二 二

(〇三一九)

(〇三三強)

大  
藏  
省

(〇三三強)



「ニカラグア」 國	Q 10
「コスタ、リ カ」國	Q 09
「リベリア」 國	Q 07
「ホンジュラ ス」國	Q 06
巴奈馬國	Q 05
「アルバ ニア」國	Q 05

Q100ニ  
(Q00八0三1)

II  
(Q1三三強)

(第十三回聯盟理事會議事録一二五頁參照)

大藏省

(印) (複製用)

「ニカラグア」 國	Q 10
「コスタ、リ カ」國	Q 09
「リベリア」 國	Q 07
「ホンジュラ ス」國	Q 06
巴奈馬國	Q 05
「アルバ ニア」國	Q 05

(Q100ニ  
(Q00八0三1)

II  
(Q1三三強)

大藏省

(印) (複製用)

大藏省

	第三			第二			第一		聯盟
	羅馬尼亞	西班牙國	支那國	印度國	日本國	伊太利國	佛蘭西國	英帝國	國委員會最終分擔案
	三五				六五			九〇位	規約第六條ノ改正カ效力ヲ生スニ至ル迄ノ暫行的分擔案
	八九一〇三八				一六五四七八六			三二九一二四二	
	一五				二〇			二五位	
	九四二二一一				一、二五六二八一			一、五七〇三三二	

(五、(續前頁))

Lebanon	Luxemb	Latvia		UK	USA	USSR
010	000	000	000	000	000	000
	(10000000)					

(第十...)

チエツコ、スロ ヂキア 國	波 蘭 國	伯 利 西 爾 國	セルブ、クロア ト、スロヴエース國	亞 爾 然 丁 國	加 奈 陀	第 四 和 蘭 國	白 耳 蘭 國	波 太 利
三 五	、	、	、	、	、	一 五	、	、
八 九 一、〇 三 八	、	、	、	、	、	三 八 一、八 七 三	、	、
一 五	、	、	、	、	、	一 〇	、	、
九 四 三、二 一 一	、	、	、	、	、	六 二 八、一 四 二	、	、

(6, 1000)

日 本 國	英 國	法 國	美 國	俄 國	普 魯 士 國	奧 國	意 國	西 班 牙 國	葡 萄 牙 國
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、

大 藏 省

大藏省

秘 魯 國	物 爾 牙 利 國	希 臘 國	暹 羅 國	瑞 西 國	波 斯 國	葡 萄 牙 國	南 阿 弗 利 加	瑞 典 國	智 利 國
,	,	,	,	,	,	一〇	,	,	一五
,	,	,	,	,	,	二五 四 五 八 三	,	,	三八 一 八 七 三
,	,	,	,	,	,	五	,	,	一〇
,	,	,	,	,	,	三一 四 〇 七 〇	,	,	六二 八 一 五 二

イ タ リ ヤ	英 國	佛 蘭 德	オ ース ト リ ヤ	ポ ー ランド	露 西 亞	日 本	清 國	米 國	大 清
三	,	,	,	,	,	一	一	一	一
八 六 一 〇 三 八	,	,	,	,	,	三 八 一 八 三 三	,	,	三 八 一 八 三 三
一	,	,	,	,	,	一	一	一	一
五 四 三 二 一	,	,	,	,	,	六 二 八 一 五 二	,	,	六 二 八 一 五 二

1871年通商

ハイチ	グエネツラ	ボリヴィア	第六分	話威	ウルグアイ	新西	哥倫比亞	丁抹	玖馬
國	國	國	國	國	國	國	國	國	國
・	・	・	五	・	・	・	・	・	一〇
			一 二 七 二 九 一						二 五 四 五 八 三
・	・	・	三	・	・	・	・	・	五
			一 八 八 四 四 二						三 一 四 〇 七 〇

管	領	領	領	領	領	領	領	領	領
領	領	領	領	領	領	領	領	領	領
一	・	・	一〇	・	・	・	・	・	・
三 八 一 八 七 三			二 五 四 五 八 三						
一 〇	・	・	五	・	・	・	・	・	五
六 二 八 一 五 二			三 一 四 〇 七 〇						

大藏省

(0,3要請納)

第七 埃地利國

グアテマラ國  
サルヴァドル國  
パラグアイ國  
ニカラグア國  
コスタリカ國  
リベリア國  
嵐森國  
ホンヂュラス國  
巴奈馬國  
アルバニア國

ニ

五〇九一七

一

六一八一四

大藏省

(凡、( ) 綴り)

イ  
ロ  
ホ  
ヘ  
ニ  
ハ  
フ  
ブ  
マ  
ヤ  
ル  
レ  
セ  
シ  
チ  
カ  
コ  
ク  
ケ  
ケ  
コ  
ク  
ケ  
コ

ニ

一三六二五二

五

一八八四四二

シ  
カ  
ク  
ケ  
コ  
ク  
ケ  
コ  
ク  
ケ  
コ  
ク  
ケ  
コ  
ク  
ケ  
コ  
ク  
ケ  
コ

一〇

二五四三八三

五

三一九〇五〇

イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ネ	ノ

右ノ委員會最終案ニ於ケル分擔率ハ前述ノ如ク主トシテ戰前ノ純收入ヲ基  
 礎トシ各廠ノ支拂能力指數最高英國一三二以下「アルバニア」〇五迄ノ  
 表ヲ作成シ之ニ依リ各國ヲ七種ニ分チ最高九〇「ユニット」ヨリ最下二「  
 ユニット」迄ノ分擔ヲ配當セリ之カ爲英國ノ如キ一三二ノ支拂能力ヲ有シ  
 九〇「ユニット」ヲ負擔スルニ拘ラス「アルバニア」ハ〇五ノ支拂能力  
 ヲ有シ二「ユニット」ヲ負擔スルコトナリ比較的大國ニ輕ク小國ニ重キ  
 嫌アリ尤モ右ハ大小國共ニ聯盟ノ一員トシテハ或範圍ニ於テ同一ノ利益ヲ  
 受クルヲ以テ絶對ニ支拂能力ニ依リ分擔率ヲ定ムルコトヲ不可トシ大体中  
 位國ハ支拂能力指數ニ相當スル「ユニット」ヲ分擔シ大國ハ之ヨリ少ク小  
 國ハ之ヨリ多キ「ユニット」ヲ負擔スルコトトシタル結果ナリ

大 藏 省

〔註〕

（注）右第二總會決定ノ分擔率ハ前記第五、調査委員會ノ報告ニ係ル分

第六 第二回聯盟總會

第二回總會ニ於テハ右報告ヲ先ツ財政問題ヲ擔當セル第四委員會ニ付議シ又規約ノ改正ヲ要スル見地ヨリ第一委員會ニモ諮問シ更ニ兩者ノ混合委員會ニ於テ審議ヲ爲サシメタル結果現行規約第六條末項ヲ改正シテ第一ニ聯盟ノ經費ハ聯盟總會ノ決定スル割合ニ從ヒ聯盟各國之ヲ負擔スルコトニ決定シ次ニ右決定ニ從ヒ聯盟各國ノ分擔率ヲ制定シ之ヲ一九二二年一月一日ヨリ更ニ新ナル分擔率カ總會ニ於テ採用セラレ效力ヲ生スルニ至ル迄暫行的ニ之ヲ適用スルコトニ決議セリ、水久的分擔率ハ世界經濟尙安定セサル爲メ之ヲ決定スルコト不可能ナリト認メタルモノナリ（一九二一年十月聯盟公報、第二回聯盟總會決議集一一頁參照）

（注）右第二總會決定ノ分擔率ハ前記第五、調査委員會ノ報告ニ係ル分



(若) 林道二部を先立、佐藤中へ譲渡は正、調査委員會、事務二部は衣  
類公算、第二回林道部會分派第一頁(左欄)

此ノコトヲ為スルニモイハテ不詳ナリト雖モ、ハニハナリニ一頁ニテ  
四ニシテ無明スルニモイハテ不詳ナリト雖モ、ハニハナリニ一頁ニテ  
モリ理ニ得テハ、佐藤中へ譲渡ニ成テ、結果ナリト雖モ、ハニハナリニ一頁ニテ  
家ノ外ニテ、佐藤中へ譲渡ニ成テ、結果ナリト雖モ、ハニハナリニ一頁ニテ  
置、調査ハ、林道部會へ、結果ナリト雖モ、ハニハナリニ一頁ニテ  
置ニ成テ、結果ナリト雖モ、ハニハナリニ一頁ニテ  
又、佐藤中へ譲渡ニ成テ、結果ナリト雖モ、ハニハナリニ一頁ニテ  
第二回林道部會分派第一頁(左欄)

據申ト左ノ三點ニ於テ異ナルノミナルヲ以テ茲ニハ之ヲ略ス

- (1) 級別排列ノ代リニ「アルフ アベツ」ト「順ト爲シタルコト
- (2) 波蘭ノ負擔ヲ三五ヨリ一五ニ輕減シタルコト
- (3) 調査委員會報告以外ニ「エストニア」「ラトヴィア」「リス  
ニア」三國ニ各三「ユニット」ヲ配當シタルコト

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, mostly illegible due to fading and ghosting. Some words like "調査" and "委員" are visible.)

第七 其後第三回總會ニ至ル迄ノ經過

然ルニ右ノ暫行的分擔率ニ對シテハ佛伊兩國ハ戰爭ニ因ル荒廢地アルヲ理由トシ又小國中ニハ少額ト雖モ負擔ニ堪ヘサルモノアル外前記第五所載ノ如ク分擔率カ比較的大國ニ有利ナルヲ理由トシテ異議ヲ唱フルモノアリ爲ニ之ヲ實施スルコト困難トナリシヲ以テ理事會ハ更ニ分擔調査委員會ヲシテ研究セシメタル結果同委員會ハ第十九回理事會ニ對シテ左ノ分擔案ヲ提出セリ第三回聯盟總會ニ付議セラレタルハ即是ナリ

調査委員會ニ於テハ調査ノ未タ完全ナラサルコトハ之ヲ認ムルモ現在ニ於テ最公平ナリト思惟スル所ニ依リ大體義ニ決定シタル分擔案ヲ變換シ唯一方歲入ノ比較的少ナル國ノ負擔ヲ輕減スルト共ニ富裕國ニ對スル割當ヲ增加シ他方戰爭ニ基ク荒廢ヲ斟酌シ以テ右分擔案ヲ作成シタリ（同委員會

(Faint text at the bottom left of the page, possibly a reference or note.)

一、本館に於て、本館長が、本館の業務を、本館員に委任し、本館員は、本館長の指揮監督の下に、本館の業務を執行する。

二、本館長は、本館の業務を、本館員に委任し、本館員は、本館長の指揮監督の下に、本館の業務を執行する。

三、本館長は、本館の業務を、本館員に委任し、本館員は、本館長の指揮監督の下に、本館の業務を執行する。

四、本館長は、本館の業務を、本館員に委任し、本館員は、本館長の指揮監督の下に、本館の業務を執行する。

五、本館長は、本館の業務を、本館員に委任し、本館員は、本館長の指揮監督の下に、本館の業務を執行する。

ノ第十九回理事會ニ提出シタル報告参照)

國名	支拂單位
南阿弗利加	一五
「アルバニア」國	一
亞爾然丁國	二六
濠太利	一
埃地利國	二〇一五一一五
白耳義國	一
「ボリヴァリア」國	五
伯刺西爾國	三五
英帝國	九五

大藏省

(6,1 補綴)

芬	「エストニア」	西	丁	秋	「コスタリカ」	支	智	加	勃
蘭	國	班	抹	馬	國	那	利	奈	爾
國	國	牙	國	國	國	國	國	陀	牙
									利
									國

一〇	五十二三	四〇	一二	一〇	一	六七	一五	三五	七
----	------	----	----	----	---	----	----	----	---

大藏省

(5) 種番號

大藏省

（以下は表の内容が非常に淡く読み取れないため、正確な文字を抽出することは困難です。概略として、右側の表は左側の表と対応する数値や注釈を含んでいると推測されます。）

佛	「グアテマラ」	九
希	「ハイチ」	二
	「ホンチユラス」	一
印		六
伊		七
太		五
利		一
日		四
本		一
		六
		五
		七
		五
		一
		三
		五
		一
		三
		五

九五一一七〇七八

七五一一四〇六一

五一二〇三

五 一 三 五 一

大藏省

(0.1編目録)

佛	「グアテマラ」	九
希	「ハイチ」	二
	「ホンチユラス」	一
印		六
伊		七
太		五
利		一
日		四
本		一
		六
		五
		七
		五
		一
		三
		五
		一
		三
		五

五一二〇三

五 一 三 五 一

大藏省

(0.1編目録)

葡 萄 牙 國	波 蘭 國	波 斯 尼亞 國	秘 魯 國	和 蘭 國	「 パラ グ アイ 」 國	巴 拿 馬 國	新 西 蘭 國	話 威 國	「 ニ カ ラ グ ア 」 國	盧 森 堡 國
------------------	-------------	-------------------	-------------	-------------	------------------------------	------------------	------------------	-------------	--------------------------------------	------------------

一〇	一五	一〇一三    七	一〇	二〇	—	—	一〇	一 二	—	二
----	----	--------------	----	----	---	---	----	--------	---	---

「 ス ウ イ ス 」 國	「 リ ヒ ン グ 」 國	「 ド イ チ 」 國	「 オ ー ス ト リ ア 」 國	「 プ ル ト 」 國	「 ル ー ス 」 國	「 グ レ ー ク 」 國	「 シ エ ン 」 國	「 ス ウ イ ス 」 國	「 リ ヒ ン グ 」 國	「 ド イ チ 」 國	「 オ ー ス ト リ ア 」 國	「 プ ル ト 」 國	「 ル ー ス 」 國	「 グ レ ー ク 」 國	「 シ エ ン 」 國
---------------------------------	---------------------------------	----------------------------	---	----------------------------	----------------------------	---------------------------------	----------------------------	---------------------------------	---------------------------------	----------------------------	---	----------------------------	----------------------------	---------------------------------	----------------------------

一〇	一	二	一	六五	一 三	一	一	一	一
----	---	---	---	----	--------	---	---	---	---

「サルヴァドル」	一	四〇一七	三三
「セルブ、クロアイト、スロヴァキア」	一〇	三五	九二
「チエッコ、スロヴァキア」	一五	三五	
「ウルグアイ」	七		
「ダエネスエテ」	六		

(註) 第二回總會決定ノ分擔案ニ對シ修正ヲ加ヘタル理由ハ前掲ノ如クナル處之ヲ詳述スレハ左ノ如シ

「メキシコ」	一〇	四〇	二七
「コロンビア」	一〇	四〇	二七
「ペルー」	一〇	四〇	二七
「チリ」	一〇	四〇	二七
「アルゼンチン」	一〇	四〇	二七
「ブラジル」	一〇	四〇	二七
「キューバ」	一〇	四〇	二七
「ハイチ」	一〇	四〇	二七
「ドミニカ」	一〇	四〇	二七
「ジャマイカ」	一〇	四〇	二七
「トリニダド、トバゴ」	一〇	四〇	二七
「グレナダ」	一〇	四〇	二七
「セントビンセント、グレナディーン」	一〇	四〇	二七
「セントクリストファー、ネイビス」	一〇	四〇	二七
「セントピエール、ミクロン」	一〇	四〇	二七
「マルティニク」	一〇	四〇	二七
「グアドループ」	一〇	四〇	二七
「フランス領ポリネシア」	一〇	四〇	二七
「フランス領インド支那」	一〇	四〇	二七
「フランス領西インド」	一〇	四〇	二七
「フランス領ギニア」	一〇	四〇	二七
「フランス領コンゴ」	一〇	四〇	二七
「フランス領赤道ギニア」	一〇	四〇	二七
「フランス領カメルーン」	一〇	四〇	二七
「フランス領中アフリカ」	一〇	四〇	二七
「フランス領西アフリカ」	一〇	四〇	二七
「フランス領マダガスカル」	一〇	四〇	二七
「フランス領南アフリカ」	一〇	四〇	二七
「フランス領南極」	一〇	四〇	二七
「フランス領南西インド洋」	一〇	四〇	二七
「フランス領南大西洋」	一〇	四〇	二七
「フランス領南太平洋」	一〇	四〇	二七
「フランス領南極」	一〇	四〇	二七
「フランス領南西インド洋」	一〇	四〇	二七
「フランス領南大西洋」	一〇	四〇	二七
「フランス領南太平洋」	一〇	四〇	二七

大 蔵 省

(一) 小國ニ對スル輕減ノ理由及内容  
 (イ) 前記第五所載ノ如ク分擔率カ小國側ニ不利ナリシコト  
 (ロ) 「コスタ、リカ」等ノ小國ハ現ニ一九二一年ノ分擔率ス  
 ラ未拂ニテ此等ニ對シ形式上所定ノ分擔金ヲ課スルモ到底  
 支拂ノ能力ナク徒ニ聯盟ノ收入ニ陥缺ヲ生シ其ノ財政ヲ危  
 殆ナラシムルノミナラス若シ輕減ヲ得サレハ聯盟ヨリ脱退  
 スルニ至ルヘキ虞アリシコト  
 (ハ) 輕減ノ程度 右諸國ニ對シ「ユニツト」其ノ他大  
 體其ノ支拂能力指數ニ相當スル分擔率ヲ課スルニアリ  
 ニ、荒廢ニ基ク輕減  
 荒廢地ニ對スル輕減ニ關シテハ主トシテ佛國ヨリ昨年決定ノ

(5,1) (5,2) (5,3) (5,4) (5,5) (5,6) (5,7) (5,8) (5,9) (5,10) (5,11) (5,12) (5,13) (5,14) (5,15) (5,16) (5,17) (5,18) (5,19) (5,20) (5,21) (5,22) (5,23) (5,24) (5,25) (5,26) (5,27) (5,28) (5,29) (5,30) (5,31) (5,32) (5,33) (5,34) (5,35) (5,36) (5,37) (5,38) (5,39) (5,40) (5,41) (5,42) (5,43) (5,44) (5,45) (5,46) (5,47) (5,48) (5,49) (5,50) (5,51) (5,52) (5,53) (5,54) (5,55) (5,56) (5,57) (5,58) (5,59) (5,60) (5,61) (5,62) (5,63) (5,64) (5,65) (5,66) (5,67) (5,68) (5,69) (5,70) (5,71) (5,72) (5,73) (5,74) (5,75) (5,76) (5,77) (5,78) (5,79) (5,80) (5,81) (5,82) (5,83) (5,84) (5,85) (5,86) (5,87) (5,88) (5,89) (5,90) (5,91) (5,92) (5,93) (5,94) (5,95) (5,96) (5,97) (5,98) (5,99) (5,100)



...

...

...

...

...

分擔率ハ戦争後輕減ヲ考慮セサルヲ不可ナリトノ理由ニ基キ  
輕減ノ要求アリタルモノナル處既ニ昨年總會ニ於テ波蘭ハ特  
ニ財政ノ危機ニ瀕セルノ理由ニ依リ其ノ支拂能力指數為四二  
ナルニ拘ラス一五「ユニット」ニ輕減セラレタル例アルニ付  
右要求ヲ容ルルコトトシ右割合ハ荒廢ノ面積、程度並該地方  
ノ該國ニ於ケル經濟上ノ地位等ヲ考慮シ  
塞耳比亞、波斯ハ大體其ノ支拂能力指數ニ相當スル「ユニット」  
トシテ輕減シ

佛、伊ハ支拂能力指數高ク其ノ分擔率ハ是以下ニナリ居レル  
ヲ以テ

佛ハ 九〇ヨリ 七八（昨年ノ分擔率ヲ基礎トスレハ約一割  
ノ輕減）

（一）  
（二）  
（三）  
（四）  
（五）  
（六）  
（七）  
（八）  
（九）  
（十）  
（十一）  
（十二）  
（十三）  
（十四）  
（十五）  
（十六）  
（十七）  
（十八）  
（十九）  
（二十）  
（二十一）  
（二十二）  
（二十三）  
（二十四）  
（二十五）  
（二十六）  
（二十七）  
（二十八）  
（二十九）  
（三十）  
（三十一）  
（三十二）  
（三十三）  
（三十四）  
（三十五）  
（三十六）  
（三十七）  
（三十八）  
（三十九）  
（四十）  
（四十一）  
（四十二）  
（四十三）  
（四十四）  
（四十五）  
（四十六）  
（四十七）  
（四十八）  
（四十九）  
（五十）  
（五十一）  
（五十二）  
（五十三）  
（五十四）  
（五十五）  
（五十六）  
（五十七）  
（五十八）  
（五十九）  
（六十）  
（六十一）  
（六十二）  
（六十三）  
（六十四）  
（六十五）  
（六十六）  
（六十七）  
（六十八）  
（六十九）  
（七十）  
（七十一）  
（七十二）  
（七十三）  
（七十四）  
（七十五）  
（七十六）  
（七十七）  
（七十八）  
（七十九）  
（八十）  
（八十一）  
（八十二）  
（八十三）  
（八十四）  
（八十五）  
（八十六）  
（八十七）  
（八十八）  
（八十九）  
（九十）  
（九十一）  
（九十二）  
（九十三）  
（九十四）  
（九十五）  
（九十六）  
（九十七）  
（九十八）  
（九十九）  
（一百）

伊ハ 六五ヨリ 六一（同上約六分）

ニ輕減シタリ（此ノ詳細ハ調査委員會ノ第十九回理事會ニ提出シタル報告ニ記載シアリ

尙前記ノ表ニ於テ佛ヲ九五―一七―七八トシタルハ佛ハ大關ナルカ故ニ先ツ第一級九五トシテ次ニ荒廢ニ依ル輕減率ヲ一七トシ以テ七八ニ減シタルモノナリ伊白等ニ付亦同シ

三、右一及二ニ因リテ生スル剩餘「ユニツト」ノ分配

右一及二ノ結果五六「ユニツト」ノ剩餘ヲ生スルニ至レルヲ以テ之ヲ剩餘ノ圖ニ分配スヘキ處昨年決定ノ分擔率ハ同一階級ニ屬スル諸國間ニモ支拂能力ノ差等アルヲ以テ此ノ點ヲ考慮シ同一階級中上位ニ在ル諸國又ハ現在財政上餘裕アル國ニ



イ	1.0	1.1	1.2
ロ	1.0	1.2	1.3
ハ	1.0	1.3	1.4
ニ	1.0	1.4	1.5
ホ	1.0	1.5	1.6
ヘ	1.0	1.6	1.7
ト	1.0	1.7	1.8
チ	1.0	1.8	1.9
リ	1.0	1.9	2.0
ヌ	1.0	2.0	2.1
ネ	1.0	2.1	2.2
ノ	1.0	2.2	2.3
ハ	1.0	2.3	2.4
ニ	1.0	2.4	2.5
ホ	1.0	2.5	2.6
ヘ	1.0	2.6	2.7
ト	1.0	2.7	2.8
チ	1.0	2.8	2.9
リ	1.0	2.9	3.0
ヌ	1.0	3.0	3.1
ネ	1.0	3.1	3.2
ノ	1.0	3.2	3.3
ハ	1.0	3.3	3.4
ニ	1.0	3.4	3.5
ホ	1.0	3.5	3.6
ヘ	1.0	3.6	3.7
ト	1.0	3.7	3.8
チ	1.0	3.8	3.9
リ	1.0	3.9	4.0
ヌ	1.0	4.0	4.1
ネ	1.0	4.1	4.2
ノ	1.0	4.2	4.3
ハ	1.0	4.3	4.4
ニ	1.0	4.4	4.5
ホ	1.0	4.5	4.6
ヘ	1.0	4.6	4.7
ト	1.0	4.7	4.8
チ	1.0	4.8	4.9
リ	1.0	4.9	5.0
ヌ	1.0	5.0	5.1
ネ	1.0	5.1	5.2
ノ	1.0	5.2	5.3
ハ	1.0	5.3	5.4
ニ	1.0	5.4	5.5
ホ	1.0	5.5	5.6
ヘ	1.0	5.6	5.7
ト	1.0	5.7	5.8
チ	1.0	5.8	5.9
リ	1.0	5.9	6.0
ヌ	1.0	6.0	6.1
ネ	1.0	6.1	6.2
ノ	1.0	6.2	6.3
ハ	1.0	6.3	6.4
ニ	1.0	6.4	6.5
ホ	1.0	6.5	6.6
ヘ	1.0	6.6	6.7
ト	1.0	6.7	6.8
チ	1.0	6.8	6.9
リ	1.0	6.9	7.0
ヌ	1.0	7.0	7.1
ネ	1.0	7.1	7.2
ノ	1.0	7.2	7.3
ハ	1.0	7.3	7.4
ニ	1.0	7.4	7.5
ホ	1.0	7.5	7.6
ヘ	1.0	7.6	7.7
ト	1.0	7.7	7.8
チ	1.0	7.8	7.9
リ	1.0	7.9	8.0
ヌ	1.0	8.0	8.1
ネ	1.0	8.1	8.2
ノ	1.0	8.2	8.3
ハ	1.0	8.3	8.4
ニ	1.0	8.4	8.5
ホ	1.0	8.5	8.6
ヘ	1.0	8.6	8.7
ト	1.0	8.7	8.8
チ	1.0	8.8	8.9
リ	1.0	8.9	9.0
ヌ	1.0	9.0	9.1
ネ	1.0	9.1	9.2
ノ	1.0	9.2	9.3
ハ	1.0	9.3	9.4
ニ	1.0	9.4	9.5
ホ	1.0	9.5	9.6
ヘ	1.0	9.6	9.7
ト	1.0	9.7	9.8
チ	1.0	9.8	9.9
リ	1.0	9.9	10.0

右ハ数字的公正ノ見地ヨリ謂ヘハ剩餘「ユニット」ハ各國ノ分  
 擔率ニ正比例シ分配スヘク即チ英國一八、日本一三、和蘭、露  
 洲及瑞典三、瑞西二、芬蘭一等ノ割合トナル處日英ノ如キハ已  
 ニ多額ノ分擔率ヲ分擔セルニ依リ正比例分配法ヲ執ラス中位國  
 ニシテ富裕ナル諸國ニ比較的重ク分配スルコトトシ結局前記ノ  
 如ク日英等ノ大國ニ比較的有利ナル増加ヲ爲シタリ  
 尙英國カ單ニ五「ユニット」ノミヲ増シタルハ一面多數ノ失業  
 者ヲ擁スル同國目下ノ財政状態ト他面同國自治領タル臺灣カ一  
 一「ユニット」ヲ増シタルコトヲ考慮シタル爲ナリ。右ニ依レ  
 ハ常任理事國ニ對スル割當ハ目下ノ各國財政状態ニ鑑ミ不當ノ  
 點アリト認メラレサルナリ

一、一九三〇年三月に於ては、青島に於ける日清協定を以て、青島に於ける日本領土の管理は、日本に在るべきものと認められたる。

二、一九三〇年三月に於ては、青島に於ける日本領土の管理は、日本に在るべきものと認められたる。

三、一九三〇年三月に於ては、青島に於ける日本領土の管理は、日本に在るべきものと認められたる。

四、一九三〇年三月に於ては、青島に於ける日本領土の管理は、日本に在るべきものと認められたる。

五、一九三〇年三月に於ては、青島に於ける日本領土の管理は、日本に在るべきものと認められたる。

六、一九三〇年三月に於ては、青島に於ける日本領土の管理は、日本に在るべきものと認められたる。

七、一九三〇年三月に於ては、青島に於ける日本領土の管理は、日本に在るべきものと認められたる。

八、一九三〇年三月に於ては、青島に於ける日本領土の管理は、日本に在るべきものと認められたる。

九、一九三〇年三月に於ては、青島に於ける日本領土の管理は、日本に在るべきものと認められたる。

十、一九三〇年三月に於ては、青島に於ける日本領土の管理は、日本に在るべきものと認められたる。

第八 第三回聯盟總會ニ於ケル經過

第三回聯盟總會ニ於テハ昨年ノ如ク主トシテ第四委員會ヲシテ前配分擔調査委員會ノ案ヲ審議セシメ尙第一委員會及第一第四兩委員會ノ混合委員會ヲシテ研究セシメタルカ日本ヲ始メ(註)瑞典、諾威「ゲエネスエラ」、  
 「リスニア」、盧森堡、玖馬、波斯及羅馬尼ヨリ輕減ノ要求アリタルヲ以テ之ヲ斟酌ノ結果左ノ如ク減少ヲ決定シ之ヨリ生スル一二「ユニット」ノ剩餘ハ昨年破格ノ輕減ヲ得タル波蘭ヨリ自ラ進ンデ申出アリタルニ依リ之ニ一〇「ユニット」ヲ増シ尙新ニ聯盟ニ加入シタル匈牙利ヲシテ四「ユニット」ヲ負擔セシムルコトトシテ之ヲ填補セリ

(注) 補遺

右ノ如クニシテ決定シタル分擔率結局左ノ如シ

	(原案)	(修正)	減少
日本	七五	七三	二
瑞典	二〇	一八	二
羅馬尼亞	三三	三一	二
露威	一二	一一	一
「サシアニア」	五	四	一
盧森堡	二	一	一
玖馬	一〇	九	一
「ウエヌエラ」			
波新	七	六	一

右ノ如クニシテ決定シタル分擔率結局左ノ如シ

日本	100
アメリカ	100
イギリス	100
フランス	100
ソ連	100
中国	100
インド	100
オーストラリア	100
ニュージーランド	100
南アフリカ	100
南米諸国	100
中東諸国	100
北アフリカ	100
東欧諸国	100
東南アジア	100
西アジア	100
地中海沿岸	100
北極圏	100
南極圏	100
その他	100

第三回聯盟總會ニ於テ決定シタル國際聯盟ノ經費分擔率

國名	支拂單位
南阿弗利加	一五
「アルバニア」	一
亞爾然丁	二六
濠太利	一
奧地利	一五
白耳義	一五
「ボリグイア」	三五
伯刺西爾	三五
英帝	九五

(7,3) 補綴

芬	「エストニア」	西	丁	玖	「コストリカ」	哥	支	智	加	勃
蘭	國	班	抹	馬	國	倫	那	利	奈	爾
國	國	牙	國	國	國	比亞	國	國	陀	牙
						國				利
										國

一	四	一	一	六	一	三	三	七
〇	〇	二	九	五	七	五	五	七

大 藏 省

(5.1 海防局)

三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

大 藏 省



佛	精	「グアテマラ」	「ハイチ」	「ボンヂユラス」	洪	印	伊	日	「ラトヴィア」	「リベリア」
國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國

七八  
一〇  
一  
二  
一  
四  
六五  
六一  
七三  
三  
一

「エストニア」	「エストニア」	「エストニア」	「エストニア」	「エストニア」	「エストニア」	「エストニア」	「エストニア」	「エストニア」	「エストニア」	「エストニア」
國	國	國	國	國	國	國	國	國	國	國

一〇  
三  
四〇  
一二  
六  
一五  
六五  
三  
一

大  
藏  
省

大  
藏  
省

波	波	秘	和	「	巴	新	諸	「	盧	「
蘭	斯	露	蘭	バラ	奈	西	威	エ	森	リス
國	國	國	國	ダ	馬	蘭	國	カ	堡	ア
				グ	國			ラ		ニ
				アイ				ダ		ア
				レ				ア		ニ
				國				レ		ア

二五 六 一〇 二〇 一 一 一〇 一 一 一 四

(5.1番補納)

「	「	「	「	「	「	「	「	「	「	「
チ	シ	ト	チ	チ	チ	チ	チ	チ	チ	チ
ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ
マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ
シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ	シ

子八 一〇 一 二 一 一 一 六 六 子三 三 一

(5.2番補納)

...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

大海省

葡萄牙國  
 羅馬尼亞國  
 「サルグアドル」國  
 「セルブ、クロアト、スロヴエーヌ」國  
 希臘國  
 奧國  
 英國  
 法國  
 「チエツコ、スロヴアキア」國  
 「ウルグアイ」國  
 「ヴェネスエラ」國

合 計  
 尙右分擔率ハ一九二三年度ノミ之ヲ適用スルニ過キス

一〇  
 三一  
 一  
 二六  
 一〇  
 一八  
 一五  
 三五  
 七  
 五  
 九四四

大 蔵 省

(5.1 附録)

(5.1 附録)

0000 0931

第一回	...
第二回	...
第三回	...
第四回	...
第五回	...
第六回	...
第七回	...
第八回	...
第九回	...
第十回	...

(註) 本邦ノ分擔率輕減ノ主張ニ付テ

一、輕減主張ノ理由

(H) 第三回總會ニ付議セラレタル分擔率ハ左表ノ如ク現行率及第二回總會決定ノ率ニ比シ頗ル高率ナルコト

現行率	五・一六分ノ二五	一九二二年度ニ適用シタル場合ノ負擔額
第二回總會決定率	九・四二分ノ六五	一、〇一七、五五五
第三回總會議案ノ率	九・四二分ノ七五	一、四四〇、三四七
國內財政緊縮方針ノ決定		一、六六一、九三五

(イ) 常任理事國間ニ分擔率ノ差等ヲ設ケタルニ至リタル今日体面

(5, 1) 續前

上常任理事ナルカ故ニ高率ヲ負擔セントスルノ必要消滅シ  
タルコト

(一)荒廢及失業ノ如キ一時的現象ヲ理由トシテ佛伊英等ニ輕減  
ヲ爲ス以上本邦トシテモ軍備縮少財政整理財界不況等ニ基  
キ失業者ヲ生スルノ實狀ニ在ルヲ以テ之カ爲ニ輕減ヲ求ム  
ルノ至當ナルコト

與尙(四)(二)ノ如キ理由ハ(1)ノ増加ニ關シ在佛大使及第三回總  
會全體ヲシテ具ニ各團分擔率ノ基礎ヲ調査セシメタル結果  
前記第五ニ述ヘタルカ如キ詳細ナル事情判明シタルヲ以テ  
今般之カ主張方ヲ屢次右全體ニ訓令シタル次第ナリ

第三回總會ニ於ケル我全體ノ減率主張

大藏省

我全權ハ累次副電ノ趣旨ヲ體シ改正分擔率カ暫行的ノモノナ  
 ルコトヲ明カニスルコト竝本邦分擔率増加ノ低減ヲ要求スル  
 コトノ方針ヲ以テ會議ニ臨ミ先ツ第一委員會ニ於ケル本件ノ  
 一般的討論ニ際シ石井全權ハ經費分擔調査委員會ノ原案ニモ  
 示シアル如ク今回ノ改正率カ單ニ暫行的ノモノナルコトヲ決  
 議又ハ其他ノ方法ニ依リ明確ニ爲シ置クノ必要ヲ述ヘ更ニ第  
 一及第四委員會ノ選出ニ係ル混合小委員會ニ於テ安達全權ハ  
 改正分擔率ニ依レハ日本ハ一〇「ユニット」ノ増加ヲ見タル  
 ハ英國ノ五「ユニット」ニ比シ著シキ過大ノ増加負擔ヲ爲ス  
 コトトナルコト竝日本政府ハ目下軍備及行政各般ノ費用ノ大  
 節減ヲ爲シ非常ノ決心ヲ以テ財政整理ヲ斷行セントスル事情

大藏省

(Faint, mostly illegible text on the right page, likely bleed-through from the reverse side of the document.)

（右ページ）  
このように、日本は、  
（以下、文章が非常に淡く、ほとんど読み取れない）  
...

ヲ述ヘテ右ノ如キ不當ノ負擔増加ヲ甘受スルコトヲ得ス宜シ  
ク五「ユニット」ノ増加ニ止メ他ノ五「ユニット」ヲ佛國ニ  
ニ加奈陀印度伯刺西爾ニ各一ヲ分擔セシムヘシト提議セリ

ニ右本邦ノ要求ニ對スル分擔調査委員會長ノ意見

之ニ對シ分擔調査委員會長「レベイヨール」氏（佛）ハ第二總  
會決定分擔率ノ基礎タル日本ノ支拂能力指數ハ七四四ニシテ  
今回ノ一〇「ユニット」ノ増加ノ決シテ不當ニ非サルコトヲ  
述ヘ且日本ニシテ強テ大ナル低減ヲ要求スルニ於テハ健ノ小  
國ノ之ニ乗シ續々輕減ヲ要求シ本案成立ヲ不能ナラシムルニ  
至ルヘキヲ以テ大ナル支障ナキ限り風案ヲ承認センコトヲ切  
望シ會議ノ一般モ日本ノ聯盟ニ於ケル地位ノ重キニ鑑ミ能シ

（右、留印）

... (faint vertical text) ...

低減ノ要求無キ概特ニ日本ノ考慮ヲ求メタリ  
四 審査ノ結果

前述ノ如ク瑞典、諸威等ノ諸國ヨリモ要求アリ審議互議ノ結  
果前記ノ如ク決定シタルナリ

五 二「ユニツト」輕減ノ結果

本邦カ二「ユニツト」ノ輕減ヲ得タル結果一九二三年度ノ總  
算分擔ニ於テ五四、三九三法ノ減少ヲ見タリ



千九百二十三年總豫算  
 此ノ九百四十四分ノ六十一  
 之レヲ「五・一八二六」ノ定率ニヨリテ米弗ニ換算セハ  
 三二〇一〇七一三  
 六四三・一三四 九一〇トナル

千九百二十四年度國際聯盟事務局費分擔金額

千九百二十四年ハ千九百二十三年（年度ハ自一月至十二月分ナリ）ノ帝國  
 分擔率七十三單位ヲ震災ノ爲メ十二單位ニ減スルコトニ決定シ六十一單位  
 トナレリ依テ千九百二十四年ニ於テモ千九百二十三年度ト同様ノ聯盟事務  
 局經費ヲ要スルモノトシテ分擔額ヲ計算スルトキハ左ノ如シ  
 千九百二十三年總豫算 二五、六七三、五〇七 法 三〇  
 此ノ九百四十四分ノ六十一 一、六五八、九八七 二三  
 之レヲ「五・一八二六」ノ定率ニヨリテ米弗ニ換算セハ  
 三二〇一〇七一三  
 六四三・一三四 九一〇トナル

尙之レヲ邦貨ニ換算セハ

六四三・一三四 九一〇トナル

前年度トノ比較

大正十二年度  
三二〇一〇

米貨 三六、〇五九、七三

米貨一弗ハ増貨五法一八二六邦貨二、〇

邦貨 七六八四一七、八二

米貨 三三、〇一〇、七一一

邦貨 六四、一三四、九一一

米貨 六三、九五三、六〇

邦貨 一二六、二八三、九一一

米貨 三二、六三五、八一五

邦貨 一一六、二八三、九一一

米貨 三二、六三五、八一五

邦貨 一一六、二八三、九一一

米貨 三二、六三五、八一五

邦貨 一一六、二八三、九一一

米貨 三二、六三五、八一五

邦貨 一一六、二八三、九一一

米貨 三二、六三五、八一五

邦貨 一一六、二八三、九一一

米貨 三二、六三五、八一五

邦貨 一一六、二八三、九一一

米貨 三二、六三五、八一五

邦貨 一一六、二八三、九一一

米貨 三二、六三五、八一五

邦貨 一一六、二八三、九一一

米貨 三二、六三五、八一五

邦貨 一一六、二八三、九一一

米貨 三二、六三五、八一五

邦貨 一一六、二八三、九一一

大正十三年 九月二十五日 日本省着	幣原外務大臣	會議全權
大正十三年 九月二十五日 日本省着	幣原外務大臣	會議全權

大正十三年九月二十五日日本省着

幣原外務大臣

會議全權

國際聯盟經費分擔ニ關シ二十三日第四回委員會ニ於テ日本ノ分擔金ハ慶興  
 ノ制癉未タ癒ヘサルノ故ヲ以テ一九二五年度モ昨年ノ分擔ニ對スル減率ヲ  
 繼續ヲ當然トスル旨ノ分科會報告ヲ滿場一致採擇セリ  
 既報ノ如ク右ハ小國側ノ減率要求激烈ニシテ我方ノ主張貫徹ニ困難ナリシ  
 モ分科會幹部其他說得ノ努力終ニ效ヲ奏シタルモノナルカ裏面ハ昨年同様  
 我ヨリ何等要求セサルニ分科會力進ンテ本邦ニ同情シタル爲トナリ居ル次  
 第ナリ御含迄

(9, 10)

第ニ六號 (廿八日前)

第ニ六號 (廿八日前)  
總會ハ明年ヨリ一九二八年迄三年間ノ經費分擔率ヲ聯本機密公第一二號中  
ノ費用ノ通 (總單位九百三十七、日本ノ單位六十) ト決定セリ

大正十三年九月二十五日 日本醫學會

會藏全權

壽府設  
本省着  
大正十四年九月八日

幣風外務大臣

會藏全權

第ニ六號 (廿八日前)

總會ハ明年ヨリ一九二八年迄三年間ノ經費分擔率ヲ聯本機密公第一二號中  
ノ費用ノ通 (總單位九百三十七、日本ノ單位六十) ト決定セリ

大藏省

(印) (印)

大正十四年七月  
國際聯盟經費分擔問題經過概要

條約局第三課

大正十四年七月

條約局第三課

附録第三編

關稅及通關手續問題

大正十四年十一月

國際聯盟經費分擔問題經過概要

- 一、經費分擔委員會第七回會議經過（大正十三年七月）
- 二、第五回聯盟總會（大正十三年九月）
- 三、經費分擔委員會第八回會議經過（大正十三年十月）
  - (一) 千九百二十五年度ノ分擔率輕減ノ件
  - (二) 千九百二十六年度ヨリ實施スヘキ暫定分擔率案作成ノ件
- 四、經費分擔委員會第九回會議經過
  - (一) 松田局長ニ對スル訓令
  - (二) 會議ノ經過

一、經費分擔委員會第七回會議經過  
 大正十三年七月三日ヨリ壽府ニテ開催シ三月ノ前回會議ニ引續キ如何ナル  
 標準ニ依リ確定分擔率ヲ作成スヘキヤノ根本問題ニ關スル研究ヲ續行セリ  
 委員會ハ三月ノ會議後事務局カ各種ノ標準ニ付調査作成シタル資料ニ基キ  
 審議シタルカ  
 (1) 聯盟國中豫算ニ關スル正確ナル資料ヲ供給セサルモノアリ爲ニ事務局ニ  
 於テハ經常歳出ニ基キ正確ナル比較表ヲ作成スルコト困難トナリタルコ  
 ト  
 (2) 爲替相場ノ不安定ノ爲各國ノ歳出ノ比較不可能ナリシコト  
 ニ依リ委員會ハ公正ナル確定分擔率ヲ作成スルコトノ至難ナルヲ認メ第五

國際聯盟經費分擔問題經過概要

一、經費分擔委員會第七回會議經過

大正十三年七月三日ヨリ壽府ニテ開催シ三月ノ前回會議ニ引續キ如何ナル  
 標準ニ依リ確定分擔率ヲ作成スヘキヤノ根本問題ニ關スル研究ヲ續行セリ  
 委員會ハ三月ノ會議後事務局カ各種ノ標準ニ付調査作成シタル資料ニ基キ  
 審議シタルカ  
 (1) 聯盟國中豫算ニ關スル正確ナル資料ヲ供給セサルモノアリ爲ニ事務局ニ  
 於テハ經常歳出ニ基キ正確ナル比較表ヲ作成スルコト困難トナリタルコ  
 ト  
 (2) 爲替相場ノ不安定ノ爲各國ノ歳出ノ比較不可能ナリシコト  
 ニ依リ委員會ハ公正ナル確定分擔率ヲ作成スルコトノ至難ナルヲ認メ第五

(5、1) 附録

二、... 三、... 四、... 五、... 六、... 七、... 八、... 九、... 十、... 十一、... 十二、... 十三、... 十四、... 十五、... 十六、... 十七、... 十八、... 十九、... 二十、... 二十一、... 二十二、... 二十三、... 二十四、... 二十五、... 二十六、... 二十七、... 二十八、... 二十九、... 三十、... 三十一、... 三十二、... 三十三、... 三十四、... 三十五、... 三十六、... 三十七、... 三十八、... 三十九、... 四十、... 四十一、... 四十二、... 四十三、... 四十四、... 四十五、... 四十六、... 四十七、... 四十八、... 四十九、... 五十、... 五十一、... 五十二、... 五十三、... 五十四、... 五十五、... 五十六、... 五十七、... 五十八、... 五十九、... 六十、... 六十一、... 六十二、... 六十三、... 六十四、... 六十五、... 六十六、... 六十七、... 六十八、... 六十九、... 七十、... 七十一、... 七十二、... 七十三、... 七十四、... 七十五、... 七十六、... 七十七、... 七十八、... 七十九、... 八十、... 八十一、... 八十二、... 八十三、... 八十四、... 八十五、... 八十六、... 八十七、... 八十八、... 八十九、... 九十、... 九十一、... 九十二、... 九十三、... 九十四、... 九十五、... 九十六、... 九十七、... 九十八、... 九十九、... 一百、...

同ノ總會ニ對シテハ何等確定分擔率案ヲ作成提出セサルコトトナレリ  
而シテ委員會ノ任期ヲ更ニ一年間延長シ其ノ間ニ調査研究ヲ行ヒタル上現  
行暫定分擔率修正案トシテ千九百二十五年ノ總會ニ提出シ之ヲ千九百二十  
六年度ヨリ實施スルコトトシ確定分擔率ハ暫ク世界經濟狀態ノ安定ヲ俟ツ  
テ作成スヘキ方針ヲ執ルコトヲ妥當ト認メ（其他聯盟各國ニ對シ各國ヨリ  
詳細ナル千九百二十三年度ノ豫算ヲ聯盟事務局ニ送付スル様勸告）右ノ趣  
旨ニ依リ報告書ヲ理事會及總會ニ提出スルコトトセリ  
註、尙議事ノ主要ナル點ヲ擧クレハ左ノ如シ

一、各國ノ經濟狀態

各國ノ統計ノ不統一物價ノ標準ヲ一定スルノ不能、爲替ノ不安定等  
ノ爲各國ノ經濟狀態ヲ以テ經費ノ分擔能力測定ノ標準トスルコト不

(5,1) 附録





Vertical columns of Japanese text, likely a list or index, with some characters being faint and difficult to read.

日本 六一 (度特別減額率一二ヲ加フレ) 七六  
英吉利國 八八 二一六  
佛蘭西國 七八 一一〇  
印度 六五 六一  
伊太利國 六一 四一  
西班牙國 四〇 三八  
濠洲 二六 三一  
和蘭國 二〇 三一

日本 六一 (度特別減額率一二ヲ加フレ) 七六  
英吉利國 八八 二一六  
佛蘭西國 七八 一一〇  
印度 六五 六一  
伊太利國 六一 四一  
西班牙國 四〇 三八  
濠洲 二六 三一  
和蘭國 二〇 三一

(六、(續前))

第五回聯盟總會  
 議案第一號  
 議案第二號  
 議案第三號  
 議案第四號  
 議案第五號  
 議案第六號  
 議案第七號  
 議案第八號  
 議案第九號  
 議案第十號  
 議案第十一號  
 議案第十二號  
 議案第十三號  
 議案第十四號  
 議案第十五號  
 議案第十六號  
 議案第十七號  
 議案第十八號  
 議案第十九號  
 議案第二十號  
 議案第二十一號  
 議案第二十二號  
 議案第二十三號  
 議案第二十四號  
 議案第二十五號  
 議案第二十六號  
 議案第二十七號  
 議案第二十八號  
 議案第二十九號  
 議案第三十號  
 議案第三十一號  
 議案第三十二號  
 議案第三十三號  
 議案第三十四號  
 議案第三十五號  
 議案第三十六號  
 議案第三十七號  
 議案第三十八號  
 議案第三十九號  
 議案第四十號  
 議案第四十一號  
 議案第四十二號  
 議案第四十三號  
 議案第四十四號  
 議案第四十五號  
 議案第四十六號  
 議案第四十七號  
 議案第四十八號  
 議案第四十九號  
 議案第五十號  
 議案第五十一號  
 議案第五十二號  
 議案第五十三號  
 議案第五十四號  
 議案第五十五號  
 議案第五十六號  
 議案第五十七號  
 議案第五十八號  
 議案第五十九號  
 議案第六十號  
 議案第六十一號  
 議案第六十二號  
 議案第六十三號  
 議案第六十四號  
 議案第六十五號  
 議案第六十六號  
 議案第六十七號  
 議案第六十八號  
 議案第六十九號  
 議案第七十號  
 議案第七十一號  
 議案第七十二號  
 議案第七十三號  
 議案第七十四號  
 議案第七十五號  
 議案第七十六號  
 議案第七十七號  
 議案第七十八號  
 議案第七十九號  
 議案第八十號  
 議案第八十一號  
 議案第八十二號  
 議案第八十三號  
 議案第八十四號  
 議案第八十五號  
 議案第八十六號  
 議案第八十七號  
 議案第八十八號  
 議案第八十九號  
 議案第九十號  
 議案第九十一號  
 議案第九十二號  
 議案第九十三號  
 議案第九十四號  
 議案第九十五號  
 議案第九十六號  
 議案第九十七號  
 議案第九十八號  
 議案第九十九號  
 議案第一百號

第五回聯盟總會

然ルニ第五回聯盟總會ニ於テ聯盟ノ經費分擔ニ關シ財政ノ窮乏セル小國個  
 ハ其ノ分擔率ノ輕減ヲ要求スル處アリ第四委員會經費分擔分科會則ニ於テ  
 ハ右小國個ノ要求ヲ研究ノ結果昨年我國ノ分擔率ヲ輕減シタルコトハ日本  
 ノ大國更ニ對スル見解ノ意味ニテ決定セラレタルモノナレハ來年度ニ付テ  
 ハ六單位（明年度ノ豫算ニ付大略五萬五千圓ノ増加）ノ増率ヲ希望スル意  
 圖ナル旨内々我安連代表ニ面シテ懇請シ來レリ而シテ小國個ニ於テハ執レ  
 モ其ノ分擔率ノ輕減ヲ要求シテ已マヌ爲ニ我方ノ主張貫徹モ困難ナリシカ  
 分科會幹郎其他脫得ノ努力終ニ功ヲ奏シ九月二十二日ノ第四委員會ニ於テ  
 議決ノ額未タ遂ヘサルヲ以テ日本ノ經費分擔ハ千九百二十五年版モ昨年  
 同様ノ分擔率ヲ繼續適用スルヲ當然トスル旨ノ分科會ノ報告ヲ萬端一致採



三、經費分擔委員會第八回會議經過

大正十三年十月三十日及三十一日ノ兩日ニ亘リ總府聯盟事務局ニ於テ經費分擔第八回會議ヲ開催シ（杉村參事官出席）千九百二十五年分擔率輕減ノ件及千九百二十六年分擔率輕減ノ件ニ付キ審議セリ

（一）千九百二十五年分擔率輕減ノ件

委員會ノ主要ナル仕事ハ第五回ノ聯盟總會ノ決議ニ基キ千九百二十五年分擔率中亞爾然丁及「サントドミンゴ」ノ拂込ヨリ生スル三十六單位ヲ分配シテ事情酌量スヘキ國ノ分擔率ヲ輕減スルニアリタリ

第五回ノ總會ニ於テ支那、印度「ハイチ」、諸波、波斯、葡萄牙、羅馬尼、洪牙利及希臘ヨリ夫々分擔率減少ノ要求アリタルモ總會ハ之カ

三、經費分擔委員會第八回會議經過

大正十三年十月三十日及三十一日ノ兩日ニ亘リ總府聯盟事務局ニ於テ經費分擔第八回會議ヲ開催シ（杉村參事官出席）千九百二十五年分擔率輕減ノ件及千九百二十六年分擔率輕減ノ件ニ付キ審議セリ

（一）千九百二十五年分擔率輕減ノ件

委員會ノ主要ナル仕事ハ第五回ノ聯盟總會ノ決議ニ基キ千九百二十五年分擔率中亞爾然丁及「サントドミンゴ」ノ拂込ヨリ生スル三十六單位ヲ分配シテ事情酌量スヘキ國ノ分擔率ヲ輕減スルニアリタリ

第五回ノ總會ニ於テ支那、印度「ハイチ」、諸波、波斯、葡萄牙、羅馬尼、洪牙利及希臘ヨリ夫々分擔率減少ノ要求アリタルモ總會ハ之カ



海軍部 三五  
 陸軍部 三五  
 文部省 二五  
 逓信省 二五  
 農林省 二五  
 内務省 二五  
 司法省 二五  
 大藏省 二五  
 衆議院 二五  
 貴族院 二五  
 總務局 二五  
 各省 二五  
 計 二五

葡萄牙	九	二	七
波斯	六	一	五
ハイチ	二	一	一
セルブクロアースロヴエーナ	二六	一	二五
所 威	一一	一	一〇
希臘	九	一	八
聯盟國全部ノ爲	三		
計	三六		

右ニ付注意スヘキ點左ノ如シ

(4) 支那ニ付テハ現行分擔率六十五單位ノ不當ナルコトハ各國ノ認ムル所ナレトモ同國ハ千九百二十二年以來分擔金ノ拂込ヲ爲ササル狀態ニ

一、小千...  
 二、...  
 三、...  
 四、...  
 五、...  
 六、...  
 七、...  
 八、...  
 九、...  
 十、...

一、...  
 二、...  
 三、...  
 四、...  
 五、...  
 六、...  
 七、...  
 八、...  
 九、...  
 十、...

在り今假りニ其分擔率ヲ著シテ輕減スルモ同國カ聯盟ニ對スル義務ヲ  
 完全ニ履行スルハ何時ナリヤ之レヲ知ルヲ得ス且ツ同國現下ノ内亂ヲ  
 終熄スルモ中央政府ノ財政ハ依然困難ナルヘク從テ同國ノ分擔率ニ付  
 テハ明年四月ノ委員會ニ於テ將來ノ分擔率作成ニ當リ根本的考量ヲ加  
 フルコトトシ明年度ノ率ニ付テハ支那側ノ要求カ三十單位減少ニアリ  
 タルヲ十五單位輕減ニ止ムルコトトセリ

之ニ對シ英國及南阿ノ委員ハ印度トノ關係上其ノ減少大ニ過クテ反  
 對シ日、佛、伊ノ委員ハ能フヘクンハ更ニ減少シ然ルヘシトテ之ヲ支  
 持シタル結果右ノ如ク決定シタル次第ナリ尙會議前支那代表者ヨリ我  
 方ニ折入りテ依頼ノ次第アリタルニ付委員會ニ於テハ我方ヨリ支那中  
 央政府ノ財政ニ關スル既往二十ヶ年間ノ經過ヲ述ヘテ可然支持ヲ與ヘ





（一） 財政困難ハ目下 列國通用ノ現象ナリトノ理由ニテ 三單位ヲ 聯盟國全  
體ノ爲ニ 留保セリ

（二） 洪牙利ノ 減率要求ノ 容レラレサリシハ 説明者ノ 人選其宜シキヲ 得サ  
リシ爲ニシテ 此ノ 點ハ 大ニ 考慮スヘキコトト 思考ス

（三） 單位分配ノコトハ 直接各國ノ 負擔増減ノ 結果ヲ 生シ 總會ニ 於テハ 不  
慮ノ 出來事ヲ サヘ 招クニ 至ル 虞アリトノ 懸念アリ 本委員會ニ 其全權ヲ  
委託スルコトト ナリタル 次點ニシテ 委員長「レグエイヨール」氏ノ 個人  
的 信望 大ナルカ 爲ト 考ヘラル 各國委員ハ 何レモ 充分ノ 準備ヲ 整ヘ 委員  
會ノ 事業ヲ 重要視スル 各國政府ノ 趣旨 貫徹ニ 努メ 居リ 我方トシテモ 將  
來之ニ 相當重キヲ 置クノ 必要アリト 思考ス

ナモ進ンテ 好意的 措置ヲ 執リタリ

（一） 財政困難ハ目下 列國通用ノ 現象ナリトノ 理由ニテ 三單位ヲ 聯盟國全  
體ノ爲ニ 留保セリ

（二） 洪牙利ノ 減率要求ノ 容レラレサリシハ 説明者ノ 人選其宜シキヲ 得サ  
リシ爲ニシテ 此ノ 點ハ 大ニ 考慮スヘキコトト 思考ス

（三） 單位分配ノコトハ 直接各國ノ 負擔増減ノ 結果ヲ 生シ 總會ニ 於テハ 不  
慮ノ 出來事ヲ サヘ 招クニ 至ル 虞アリトノ 懸念アリ 本委員會ニ 其全權ヲ  
委託スルコトト ナリタル 次點ニシテ 委員長「レグエイヨール」氏ノ 個人  
的 信望 大ナルカ 爲ト 考ヘラル 各國委員ハ 何レモ 充分ノ 準備ヲ 整ヘ 委員  
會ノ 事業ヲ 重要視スル 各國政府ノ 趣旨 貫徹ニ 努メ 居リ 我方トシテモ 將  
來之ニ 相當重キヲ 置クノ 必要アリト 思考ス

大 藏 省

(9, 1 續前)

大蔵省  
一、本國の通関手は、通関手としての資格を有する者とする。  
二、本國の通関手は、通関手としての資格を有する者とする。  
三、本國の通関手は、通関手としての資格を有する者とする。  
四、本國の通関手は、通関手としての資格を有する者とする。  
五、本國の通関手は、通関手としての資格を有する者とする。  
六、本國の通関手は、通関手としての資格を有する者とする。  
七、本國の通関手は、通関手としての資格を有する者とする。  
八、本國の通関手は、通関手としての資格を有する者とする。  
九、本國の通関手は、通関手としての資格を有する者とする。  
十、本國の通関手は、通関手としての資格を有する者とする。

(5) 向「サントドミンゴ」ノ分擔率ハ一單位ニ決定セリ

(二) 千九百二十六年度ヨリ實施スヘキ暫定分擔率案作成ノ件

右ノ外委員會ハ明年第六回總會ニ提出シ千九百二十六年度ヨリ實施セラルヘキ各國暫定分擔率案作成（第五回總會第四委員會報告參照）ニ關シ少ク意見ノ交換ヲ行ヒタルモ之ニ付テハ明年四月開催ノ次回委員會ニ於テ審議スルコトトナセリ

本件ニ關シ松田局長ヨリ左記ノ通報書旁々請願アリタリ

(1) 各國分擔率決定ノ爲各國ノ負擔力ヲ調査スルコトハ事實容易ノ點ニ非ラス去リナカラ從來聯盟ニ於テ國防費、一般行政費、財務行政費、司法費、信教費、衛生費、社會行政費、恩給費其他ノ經常的費目ニ基キ略各國ノ負擔力ヲ推知シ得トナセル點及右負擔力算出ニツキ戰爭ニ因ル恩給費、失業費、戰禍恢復費、新領土ニ依ル經費、戰爭ニ因ル補助金專賣費、



我トシテハ先ツ我見地ヨリ不都合ト認メラルル點ヲ指摘セハソレニテ充  
 分ナルヘタト思考ス依テ關係者ト御協議ノ上技術的方面ヨリ此點ニ關ス  
 ル御研究ヲ仰キ度ク前記聯盟從來ノ方針ヲ容認スル場合ニ於テモ此點ニ  
 關シ御訓示アリタシ

(3) 聯盟事務局ノ研究ハ總テ一九二三年度ヲ基本トナスヲ以テ我國ノ如キ  
 ニ付テハ震災後ノ事情ヲ明カニスルコト能ハス就テハ大正十四年度ノ豫  
 算案ニ基キ我主張ノ骨子トモナルヘキモノ御作成御訓示ヲ乞フ(因ニ我  
 國ニ付テハ聯盟事務局ニ於テ詳細ナル豫算ヲ承知セサル爲今日迄ニ事務  
 局ノ作成セル研究圖書ニ於テハ我經常的歳出ヲ大體十二億圓トシテ計算  
 シ其結果ハ我分擔率今年ノソレ(震災ニ基キ十二單位減少シタルモノ)  
 ニ比シ十六單位ノ増加トナル



四 經費分擔委員會第九回會議經過

(1) 松田局長ニ對スル訓令

第九回會議ハ四月二十二日ヨリ壽府ニテ開催セラレタルカ右ニ列シ左記ノ通松田局長ニ訓令シタリ

第三回聯盟總會ニ於テ決定セラレタル聯盟ノ經費分擔率七十三單位カ本邦ノ財政狀態ニ鑑ミ將又之ヲ英佛伊ノ諸國ニ對比シ過重ノ嫌アルコトハ云フ迄モナク又大正十二年往電第三五四號末段ノ議論ヲナスモノモ今尙少ナカラサルノミナラス目下政府ノ徹底的財政緊縮方針一般財界特ニ海運界ノ不況物價騰貴國價ノ下落等ニ因リ我國現下ノ政狀態ハ千九百二十三年ニ比較シ非常ニ惡化シ居ル次第ニ付震災ニ因ル現行輕減率ヲ認メサル場合ハ帝國ノ國際的地位ト他國ニ對スル振合等ニ著シキ支障ナキ限左

(以下省略)

大藏省  
 第九回聯盟總會ニ於テ決定セラレタル聯盟ノ經費分擔率七十三單位カ本邦ノ財政狀態ニ鑑ミ將又之ヲ英佛伊ノ諸國ニ對比シ過重ノ嫌アルコトハ云フ迄モナク又大正十二年往電第三五四號末段ノ議論ヲナスモノモ今尙少ナカラサルノミナラス目下政府ノ徹底的財政緊縮方針一般財界特ニ海運界ノ不況物價騰貴國價ノ下落等ニ因リ我國現下ノ政狀態ハ千九百二十三年ニ比較シ非常ニ惡化シ居ル次第ニ付震災ニ因ル現行輕減率ヲ認メサル場合ハ帝國ノ國際的地位ト他國ニ對スル振合等ニ著シキ支障ナキ限左



（一）十四個ノ經常的費目ニ基キ各國ノ負擔力ヲ定メントスル主義ハ暫定的  
ノモノトシテハ已ムヲ得サルヘシ右主義ニ依リ我方ノ負擔力ヲ測定ス  
ヘキ基礎トナル十四年度經常的歳出額別電甲ノ通

（二）尤右費目ヲ基本標準トシテ一應各國ノ負擔力ヲ測定シ更ニ之ヲ他ノ數  
個ノ事項ヲ標準トシテ斟酌増減スルトキハ尙一層公正ナル負擔力ヲ測  
定シ得ラルヘシ其ノ場合我方分擔率減少ノ標準トシテ擧クヘキモノ別

左記

記ニテ申進スル以外大體ノ方針トシテハ依然大正十二年往電第三五四號  
中段「本邦ノ聯盟經費分擔率ハ第二回總會決定ノ範圍内ニ止メ度若シ右  
不可能ナル場合ニ於テモ六十五單位ヲ超過スルコト多カラサル限度ニ止  
ムル」ニ御盡力アリタシ

(六) (電報)

其の概況ハ其ノ報告書ニ於テ詳述スル所ナリ  
一、本年ノ概況  
本年ノ概況ハ其ノ報告書ニ於テ詳述スル所ナリ  
二、本年ノ概況  
本年ノ概況ハ其ノ報告書ニ於テ詳述スル所ナリ  
三、本年ノ概況  
本年ノ概況ハ其ノ報告書ニ於テ詳述スル所ナリ  
四、本年ノ概況  
本年ノ概況ハ其ノ報告書ニ於テ詳述スル所ナリ  
五、本年ノ概況  
本年ノ概況ハ其ノ報告書ニ於テ詳述スル所ナリ  
六、本年ノ概況  
本年ノ概況ハ其ノ報告書ニ於テ詳述スル所ナリ  
七、本年ノ概況  
本年ノ概況ハ其ノ報告書ニ於テ詳述スル所ナリ  
八、本年ノ概況  
本年ノ概況ハ其ノ報告書ニ於テ詳述スル所ナリ  
九、本年ノ概況  
本年ノ概況ハ其ノ報告書ニ於テ詳述スル所ナリ  
十、本年ノ概況  
本年ノ概況ハ其ノ報告書ニ於テ詳述スル所ナリ

電乙ノ通租シ丁戊ハ参考ノ爲記載セルモ主張セサル方得策ナリ

三、本年度一般會計ノ震災復舊ニ因ル歳出臨時總額ハ二億三千百五十八萬二千三百八十二圓ニ上リ通常の歳出總額ノ二割七分餘ニ相當シ爾後大正十七年度迄ハ毎年二億圓ヲ超過シ其後ト雖モ大正二十二年年度ハ毎年數千萬圓支出ノ必要アリ就テハ震災ニ依ル分擔率ノ減少ハ尙數年間（少クトモ大正二十二年度迄）ハ現行輕減率ノ維持ヲ希望スル次第ナルカ右我方ノ主張貫徹ノ見込ナキ場合ニ於テハ適當ナル減率方適宜御主張相成度シ

四、大正十二年度ノ經常的歳出總額ハ九億九千萬圓餘ニシテ聯盟事務局ノ計算ハ誤ナリ

尙目下對米爲替ハ四十一弗餘ニ下落シ當分回復ノ見込ナキニ顧ミ相當

(一、四三三)

...

...

...

...

...

...

経費主張ノ餘地アルヘシ

(別電甲)

一、國防費 二億九千三百七十二萬七千五百九圓

二、一般行政費 四千六百八十一萬八千〇五十圓

三、財務行政費 二千三百三十二萬二千九百九十圓

四、社會行政費 百七十九萬六千二百八十三圓

五、司法費 二千八百五十一萬五千五百五十圓

六、郵便電信費 一億二千四百六十九萬四千七百八十圓

七、産業補助費 四十九萬二千四百三十八圓

八、衛生費 三百五十一萬三千五百八十六圓

九、殖民費 九千七百四十三萬四千二百二十一圓

(六) 國庫納

大 藏 省



一、面積ト人口トノ比例  
 二、面積ト人口トノ比例  
 三、面積ト人口トノ比例  
 四、面積ト人口トノ比例  
 五、面積ト人口トノ比例  
 六、面積ト人口トノ比例  
 七、面積ト人口トノ比例  
 八、面積ト人口トノ比例  
 九、面積ト人口トノ比例  
 十、面積ト人口トノ比例  
 十一、面積ト人口トノ比例  
 十二、面積ト人口トノ比例  
 十三、面積ト人口トノ比例  
 十四、面積ト人口トノ比例  
 十五、面積ト人口トノ比例  
 十六、面積ト人口トノ比例  
 十七、面積ト人口トノ比例  
 十八、面積ト人口トノ比例  
 十九、面積ト人口トノ比例  
 二十、面積ト人口トノ比例  
 二十一、面積ト人口トノ比例  
 二十二、面積ト人口トノ比例  
 二十三、面積ト人口トノ比例  
 二十四、面積ト人口トノ比例  
 二十五、面積ト人口トノ比例  
 二十六、面積ト人口トノ比例  
 二十七、面積ト人口トノ比例  
 二十八、面積ト人口トノ比例  
 二十九、面積ト人口トノ比例  
 三十、面積ト人口トノ比例  
 三十一、面積ト人口トノ比例  
 三十二、面積ト人口トノ比例  
 三十三、面積ト人口トノ比例  
 三十四、面積ト人口トノ比例  
 三十五、面積ト人口トノ比例  
 三十六、面積ト人口トノ比例  
 三十七、面積ト人口トノ比例  
 三十八、面積ト人口トノ比例  
 三十九、面積ト人口トノ比例  
 四十、面積ト人口トノ比例  
 四十一、面積ト人口トノ比例  
 四十二、面積ト人口トノ比例  
 四十三、面積ト人口トノ比例  
 四十四、面積ト人口トノ比例  
 四十五、面積ト人口トノ比例  
 四十六、面積ト人口トノ比例  
 四十七、面積ト人口トノ比例  
 四十八、面積ト人口トノ比例  
 四十九、面積ト人口トノ比例  
 五十、面積ト人口トノ比例

甲、面積ト人口トノ比例

土地ハ居住生産娛樂等國民生活ノ基礎ニシテ其ノ一人當面積ノ大小  
 ハ一國國民負擔力ノ一標準トナルヘシ

(一) 大正十三年度現在推定人口(内地) 五千九百十三萬九千人

(二) 面積 (内地) 三十八萬二千四百十五平方千米

(三) 一平方千米當ノ人口 百五十五人

(四) 一人當ノ面積 六千四百六十六平方米

即八十米平方

尙殖民地ヲ含ミタル分左ノ通

(一) 八千七百七十八萬三百

(二) 六十七萬五千二百十四

一、輸入超過額  
二、輸出超過額  
三、重要産産額

乙、輸入超過額  
一、一國ノ貿易額ニ於テ常ニ生スル輸出入ノ一方の超過ハ國家ノ負擔率ニ斟酌ヲ加フル一標準トナル大正十三年輸出入合計（朝鮮臺灣樺太ヲ含ム）四十四億六千九百八十萬三千  
最近五年間平均輸出入額三十八億六千四百三十二萬一千圓  
大正十三年輸入超過額 七億二千六百二十一萬四千圓  
最近五ヶ年間平均輸入超過額 五億二千百一十一萬五千圓

丙、重要産産額

(注) 總額

大正十一年産額

大正十一年の平均産額は、前年比で増加した。...

大正十一年産額

- (一) 金 三〇七、一五一匁
(二) 銀 三三、八四〇、六三二匁
(三) 銅 九〇、二一〇、四五七斤
(四) 鐵 七八、四三七佛屯
(五) 石炭 二七、七〇一、七三一佛屯
(六) 石油(十年) 一、九六一、〇六八石
最近五年間平均産額(七、十年)

(以下省略)

一、一九〇〇年  
 二、一九〇一年  
 三、一九〇二年  
 四、一九〇三年  
 五、一九〇四年  
 六、一九〇五年  
 七、一九〇六年  
 八、一九〇七年  
 九、一九〇八年  
 十、一九〇九年  
 十一、一九一〇年  
 十二、一九一一年  
 十三、一九一二年  
 十四、一九一三年  
 十五、一九一四年  
 十六、一九一五年  
 十七、一九一六年  
 十八、一九一七年  
 十九、一九一八年  
 二十、一九一九年  
 二十一、一九二〇年

(四) 一五、三三一  
 二八、四九三、六五〇  
 丙 (六一十年) 三、一〇五、二六六

丁、國債現在高

十三年末現在高 四十二億三千六百九十七萬三千圓

最近五年間平均高 三十七億千七百五十四萬五千圓

戊、經常的歲入額

十四年度一般會計經常的歲入總額

十二億一千二百二十五萬八千四百十九圓

最近五年間平均十一億八千三百五十二萬七圓

以上



一九三三年四月十一日...  
 十二日...  
 十三日...  
 十四日...  
 十五日...  
 十六日...  
 十七日...  
 十八日...  
 十九日...  
 二十日...  
 二十一日...  
 二十二日...  
 二十三日...  
 二十四日...  
 二十五日...  
 二十六日...  
 二十七日...  
 二十八日...  
 二十九日...  
 三十日...

(四) 會議ノ經過

(1) 期日及出席者

國際聯盟經費分擔委員會四月二十二日ヨリ同二十五日起在巴厘聯盟事務  
 局支局ニ於テ開催出席委員次ノ如シ

佛蘭西	(議長)	丁	株
英吉利		伯刺西爾	
伊太利		羅馬尼亞	
南 阿		日 本	杉 村

(2) 討議事項

聯盟各國確定分擔率協定ノ基礎トシテ一九二三年度ノ各國歳出ヲ採ルコ  
 トニ決シ之ヲ十四費目ニ配分シ計算ノ基礎ト爲スコト既ニ報告シタル所

ノ如シ右ニ基キ事務局ニ於テ作成案ニ對シ

一、各國豫算制度同一ナラス其ノ編成方法ヲ異ニシ我國ノ如ク實行豫算ヲ有スルモノアリ日英ノ如ク豫算ト決算トノ間ニ普通大ナル差異ヲ見ルモノアリ其ノ他中央集權國ト地方分權國殊ニ聯邦國トノ間、社會政策ヲ行フ國ト然ラサルモノトノ間官費ノ規模民衆ニ比シ大ナルモノト小ナルモノトノ間ニ自ラ歳出上費目ノ輕重ヲ異ニスルモノアリ從テ之ヲ基礎トシテ所謂科學的計算ヲ爲ス能ハストノ反對論主トシテ英國例ヨリ出テタルモ歳出ノ比較ニ基キ不公平ヲ矯正セントシテ普通ニ使用セラルル經濟指數ナルモノカ一層非科學的ナルノミナラス爲替相場ノ變動等ヲ考慮ニ入レ正確ナル數字ヲ算出シ所謂確定的分擔率ヲ定ムルコト寧ロ不可能ト見ルヲ適當トスルトノ點ニ意見一致ス

大 藏 省

(續前頁)

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列が並んでいる。これは原稿の裏面か、あるいは別の文書と重なっている部分と推測される。）

（Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns and is too light to transcribe accurately.)

仍チ假令純正科學的ナラストモ初メテ合理的ノモノヲ算出シ常態ヲ以テ判斷スルモ其ノ無謀曖昧ニ非サルコトヲ納得シ得ルカ如キモノヲ協定シ得ハソレニテ満足セサルヲ得サルヘシトノ結論ニ達セリ

三、故ニ委員會ハ右ノ考慮ノ下ニ前記事務局作成ノ資料ヲ基礎トシテ討論ヲ開始シタルカ現ニ數年來總會ノ確認ヲ經各國ニ於テ實行シ來レル分擔率ニ對シ革命的變更ヲ加フルハ策トシテ面白カラサレハ成ルヘク現狀ヲ維持シツツ各國ノ負擔力ニ適合スル分擔率ヲ算出スルコトトセリ

三、戰爭ニ因ル荒廢其ノ他特別ニ斟酌スヘキ事項ハ此際之ヲ擧ケサルコトトスヘシトノ意見一般ニ認メラレタルモ日本ノ復興ニ付テハ或ハ特別ノ考慮ヲ拂ハサルヘカラサルヘシト佛國側ヨリ提議アリ蓋シ既往ニケ年間十二單位ノ同情的輕減ヲ行ヒタレハトテ將來引續キ同一單位ノ輕

(19, 1 部 函 紙)

本會十二年四月五日開會以來、各國代表、各々其の主張を述べ、  
一、本會の目的は、戦後世界の平和と繁栄を期し、  
二、本會の任務は、戦後世界の経済的復興を期し、  
三、本會の組織は、戦後世界の経済的復興を期し、  
四、本會の活動は、戦後世界の経済的復興を期し、  
五、本會の成果は、戦後世界の経済的復興を期し、  
六、本會の将来は、戦後世界の経済的復興を期し、  
七、本會の希望は、戦後世界の経済的復興を期し、  
八、本會の決意は、戦後世界の経済的復興を期し、  
九、本會の努力は、戦後世界の経済的復興を期し、  
十、本會の成功は、戦後世界の経済的復興を期し、  
十一、本會の栄光は、戦後世界の経済的復興を期し、  
十二、本會の偉業は、戦後世界の経済的復興を期し、  
十三、本會の偉績は、戦後世界の経済的復興を期し、  
十四、本會の偉業は、戦後世界の経済的復興を期し、  
十五、本會の偉績は、戦後世界の経済的復興を期し、  
十六、本會の偉業は、戦後世界の経済的復興を期し、  
十七、本會の偉績は、戦後世界の経済的復興を期し、  
十八、本會の偉業は、戦後世界の経済的復興を期し、  
十九、本會の偉績は、戦後世界の経済的復興を期し、  
二十、本會の偉業は、戦後世界の経済的復興を期し、

減ヲ認ムルハ不合理ナリ依テ單位ノ數ニ付テ八年々ノ總會ニ於テ之ヲ  
決定スルコトトスル方穩當ナルヘシト云フニアリ一時ハ右ニ決定シ我  
方ヨリ總會ニ對スル委員會ノ勸告案トシテ提出スルコトニシタルモ翻  
ツテ思フニ斯ノ如キ八年々總會ニ於ケル我立場ヲ不利ナラシムル虞ア  
ルノミナラス十二單位輕減ニツキ確實ナル保證ヲ取り得ル方法モナキ  
ヲ以テ此際寧ロ多少ノ不利益ヲ忍フモ我國獨リ列國恩惠ノ利益ヲ占ム  
ルカ如キ不體裁ヲ免カサル方可ナルヘシト認メ之ニ反對シ一切無留保  
ニ確定率ヲ受諾シ唯確實ニ該確定率輕減ノ利益ヲ今ニ於テ保持スルコ  
トトナセリ

四總會ノ決定ハ所謂確定率制定ニアレト長期ニ亘ル確定率分擔率ヲ定ムル  
ハ事實不可能ナレハ今後三箇年間ニ亘ル暫定的分擔率トシテ次ノ如ク

大 蔵 省

(中、(明治)期)

大蔵省  
一、日本  
協定セリ

(3) 各國外債率協定ニ關スル經濟次ノ如シ

一、日本

先ツ一九二三年度ヲ基礎トスルノ不可ナル所以ヲ力説シタルニ然ラハ  
一九二五年度ハ震災後ニ於ケル非正當的年度ナレハ計算ノ基礎ト爲シ得  
ルヲ以テ寧ロ戰前ノ經濟指數(英二七四佛一七五日一一七伊八八)ヲ基  
礎トシ主トシテ日佛ヲ比較シ我分擔率ヲ算出セントノ說佛國側ヨリ出テ  
タルモ英國側之ニ反對シ極々典折ヲ經タル後一九二三年度ト一九二五年  
度トノ我歳出ニ一割四分ノ差異アルニ基キ第三回聯盟總會カ決定シタル  
七三單位ヨリ其ノ一割四分ヲ控除シ六三單位ト爲スヘントノ我主張容レ  
ラレヌク決定セリ

（右）本館が所蔵する『大正十二年三月二十一日の閣議録』の複製本である。この複製本は、原典の文字を正確に再現し、読みやすさを考慮して、縦書きの形式で印刷されている。複製の品質は非常に高く、文字の鮮明さと行間の広さから、読者の理解を助けている。複製の範囲は、原典の重要な部分に限定されており、その内容は、大正十二年三月二十一日の閣議録の主要な部分である。複製の目的は、学術研究や教育に資するためであり、複製の権利は、本館が保有している。

註、然ルニ會議ノ終結ニ於テ我委員ヨリ伊太利ノ分擔率カ五十七單位ト決定セラレタルニ對シ共ニ常任理事國タル日、伊ノ地位ニ非常ナル不權衡ヲ生スヘシト感ヘタル處伊太利委員ハ本國政府ノ承認ヲ條件トシテ日、伊兩國ノ分擔率ヲ各六十單位ト爲サンコトヲ提議シ各國委員モ之ニ賛成シタリ其後伊太利委員ヨリ我方委員宛ニテ伊太利ノ分擔率ヲ六十ト爲シ度キ旨回答アリタルヲ以テ我方分擔率ハ六十單位トナリタル次第ナリ

ニ英國 英國側ハ物價騰貴失業續出等ヲ理由トシ増率ヲ肯セス之ニ對シ佛伊側ハ英ノ收入ハ佛ニ二倍シ伊ニ三倍ス故ニ一五〇單位ヲ支拂フモ敢テ不合理ニ非スト猛烈ニ反對シ英ハ總單位ノ一割以上ヲ負擔シ得スト頑強リ我ハ聯盟ニ於ケル英國投票數事務局内ニ於ケル英國人ノ數過大ナルヲ指摘

大 藏 省

（以下複製）

（Faint, mostly illegible text in the right-hand column, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters are difficult to discern but appear to be vertical Japanese text.)

シ分擔率ト共ニ之ヲモ輕減スルノ意思アリヤト結リ議論紛糾一時ハ協定ノ見込ナシトサヘ察セラレタルモ再三内協議ヲ遂ケタル末遂ニ一〇五單位ニ協定シ英國側ハ新ニ一七單位ヲ負擔セシメラルコトナレリ

三 佛 國 佛國側ハ白伊ト異リ戰爭ニ因ル荒廢止マサルヲ理由トシ現在維持ヲ主張シタルモ英國側激シク反對シ七八單位ニ協定セリ

四 伊 國 伊國側ハ多數怪シケナル數字ヲ提出シ財政ノ困難財界ノ悲境殊ニ移民禁止天然資源ノ皆無ヲ理由トシ一大輕減ヲ見サレハ退席スト迄力説シ事ロ一般ノ反感ヲ招キタル報ナルカ委員其ノ人ヲ得タル爲メ遂ニ五七單位トナリ因單位ヲ僥倖セリ尤モ我方ヨリ斯クテハ常任理事國タル日伊兩大國間ノ權衡ヲ失ヒ伊國ハ大國ノ班ヨリ舊儀シタルノ外概ヲ呈シ政治上由々シテ損失ヲ招クヘシト忠告シタルニ伊國委員ハ大ニ狼狽反省シ「ムソリニ」

(Faint text at the bottom left of the page, possibly a reference or note.)

ノ承諾ヲ條件トシ日佛ヲ六〇單位ト爲サンコトヲ提議シテ全會ノ容ルル所  
トナリタレハ或ハ我ニトリ好都合ナル變更ヲ見ルヘキカト察セラル  
五 英國屬領 英國屬領中印度ハ年々總會其他ニ於テ不平ヲ述フルヲ以テ  
五六單位ニ輕減シ加奈陀ハ動モスレハ米國ノ勢力ニ引込マレ聯盟反對ノ舉  
ニ出テントスル模様アレハ國富ニ比シ稍々輕キニ過クル單位(三五)ヲ認  
メタリ

六 支那波爾伯刺西爾亞爾然丁和蘭白耳義瑞西  
支那ノ現状ハ單位ヲ如何ニ輕減スルモ依然滯納ヲ續クヘシトノ見込ヨリ假  
ニ四六單位ニ止メ波爾ハ「シレジア」ヲ伴ヒタル關係其ノ他ヨリ考慮シ三  
二單位ニ増加シ伯刺西爾及亞爾然丁ハ富力ニ於テ後者遙ニ前者ニ勝ルモ政  
治的見地ヨリ均シク二九單位トナシ和蘭及白耳義ハ殖民地ヲ有ストノ理由

ノ承諾ヲ條件トシ日佛ヲ六〇單位ト爲サンコトヲ提議シテ全會ノ容ルル所  
トナリタレハ或ハ我ニトリ好都合ナル變更ヲ見ルヘキカト察セラル  
五 英國屬領 英國屬領中印度ハ年々總會其他ニ於テ不平ヲ述フルヲ以テ  
五六單位ニ輕減シ加奈陀ハ動モスレハ米國ノ勢力ニ引込マレ聯盟反對ノ舉  
ニ出テントスル模様アレハ國富ニ比シ稍々輕キニ過クル單位(三五)ヲ認  
メタリ

(5, 100)



（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is illegible due to fading and orientation.)

ヨリ端西ハ聯盟本部所在地タル關係上恩惠ヲ受クルコト大ナリトノ理由ニ  
 テ小國ナルニ拘ラス何レモ比較的過重ノ單位ヲ定メタリ  
 七 埃地利、洪牙利、右兩國ハ聯盟ノ幹旋ニテ經濟回復シタルモノナレハ  
 多少ノ買納金ヲ爲スモ妨ケナシトノ理由ニテ何レモ急ニ數單位ヲ増加セリ  
 八 「セルビア」ハ戰爭ニ因ル荒廢案外甚シク同情ニ値スルモノアリトノ  
 理由ニテ二〇單位ニ減セリ  
 九 西班牙 同國ハ財政ノ窮狀歴然タルモ南米諸國ノ總本家トシテ格式ヲ  
 保ケタキ希望アレハ特ニ四〇單位ト爲セリ

(9, 1 欄) (Small text at the bottom left of the page.)

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters are difficult to discern but appear to be vertical columns of Japanese text.)

聯盟經費分擔ニ關スル第三回聯盟總會ノ決議（抄譯）  
聯盟總會ハ

國際聯盟ノ現下ノ財政状態ニ鑑ミ成ルヘク遂ニ現在ノ聯盟經費分擔方法  
ヲ改メ萬國郵便聯合總局ノ分擔方法ニ代フルニ一層正當且公平ナル方  
法ヲ以テスルコト絶對ニ必要ナルヲ思ヒ  
又本決議附屬ノ分擔方法ハ右經費分擔ノ一層正當且公平ナル方法タルモ  
ノト一般ニ承認セラレ且一時的措置トシテ直ニ右方法ヲ適用スルコトヲ  
確保スルコト望マシト認メラレタルニ鑑ミ  
前記分擔方法ヲ千九百二十三年度ニ於テ適用スルコトヲ承認ス

(Faint text at the bottom left of the page, possibly a reference or note.)

大正十二年五月十五日閣議決定  
閣議案  
國際聯盟經費ハ現行聯盟規約第六條末項ノ規定ニ依リ萬國郵便聯合總管理局ノ經費分擔ノ割合ニ從ヒ之ヲ負擔スヘキコトトナリ居ル處第三回聯盟總會ハ第二回總會ニ於テ右第六條末項ヲ改正シ聯盟經費ハ聯盟總會ノ決定スル割合ニ從ヒ聯盟國之ヲ負擔スルコトト爲シタル所ニ基キ新ニ分擔率ヲ決定シ之ヲ本年度ニ適用スルコトトナシタリ而シテ右規約改正ハ本邦ノ關スル限り既ニ批准ノ手續完了シタルモ未タ之ヲ批准セサル國アル爲尙未タ條約トシテノ效力ヲ發生スルニ至ラス依テ理論上ハ現行率ニ從フヘキモノナルモ右決議ヲ必要トスルニ至リタル事情國際聯盟ノ希望並ニ聯盟ニ於ケル本邦ノ地位等ニ顧ミ本年度ニ於テハ右新分擔率ニ相當スル額ヲ提供スルコト

大正十二年五月十五日閣議決定

閣議案

國際聯盟經費ハ現行聯盟規約第六條末項ノ規定ニ依リ萬國郵便聯合總管理局ノ經費分擔ノ割合ニ從ヒ之ヲ負擔スヘキコトトナリ居ル處第三回聯盟總會ハ第二回總會ニ於テ右第六條末項ヲ改正シ聯盟經費ハ聯盟總會ノ決定スル割合ニ從ヒ聯盟國之ヲ負擔スルコトト爲シタル所ニ基キ新ニ分擔率ヲ決定シ之ヲ本年度ニ適用スルコトトナシタリ而シテ右規約改正ハ本邦ノ關スル限り既ニ批准ノ手續完了シタルモ未タ之ヲ批准セサル國アル爲尙未タ條約トシテノ效力ヲ發生スルニ至ラス依テ理論上ハ現行率ニ從フヘキモノナルモ右決議ヲ必要トスルニ至リタル事情國際聯盟ノ希望並ニ聯盟ニ於ケル本邦ノ地位等ニ顧ミ本年度ニ於テハ右新分擔率ニ相當スル額ヲ提供スルコト

(P. 169)

大正十二年五月十五日閣議決案  
(以下は本文の複製文字が非常に小さく、正確な読み取りが困難です。)

ト致度別紙理由書相具シ此段閣議ヲ請フ

追テ右御決定ノ上ハ之ニ必要ナル經費支辨ノ手續ヲ行フコトトシ其ノ完  
了ノ後聯盟事務總長ニ回答スルコトト致度シ

一、現行聯盟規約ニ於テ聯盟經費ノ分擔ハ萬國郵便聯盟總局經費分擔ノ  
割合ニ依ルヘキモノト規定セララルル處右分擔方法ノ完全ニ非サルハ聯盟  
ニ於テモ夙ニ認ムル所ニシテ千九百二十年第一回聯盟總會以來常ニ其ノ  
改正ニ關シ善議ヲ重ネ來レルカ右改正ノ議ニ對シ帝國ニ於テハ新分擔率  
ニシテ公正妥當ト認メララルル限リ五大國ノ一トシテ相當ナル負擔ヲ辭セ  
サルノ方針ヲ執リ其ノ趣義ニ關シテ經テ聯盟總會代表者ニ訓令シタリ

理 由

一、現行聯盟規約ニ於テ聯盟經費ノ分擔ハ萬國郵便聯盟總局經費分擔ノ  
割合ニ依ルヘキモノト規定セララルル處右分擔方法ノ完全ニ非サルハ聯盟  
ニ於テモ夙ニ認ムル所ニシテ千九百二十年第一回聯盟總會以來常ニ其ノ  
改正ニ關シ善議ヲ重ネ來レルカ右改正ノ議ニ對シ帝國ニ於テハ新分擔率  
ニシテ公正妥當ト認メララルル限リ五大國ノ一トシテ相當ナル負擔ヲ辭セ  
サルノ方針ヲ執リ其ノ趣義ニ關シテ經テ聯盟總會代表者ニ訓令シタリ

二、聯盟經費分擔方法改正ノ問題ハ各國ノ支拂能力測定ノ容易ナラサル等  
諸種ノ事情ニヨリ千九百二十年以來決定頗ル困難ヲ極メタル處迂曲折  
ノ後客年第三回聯盟總會ニ於テ始メテ千九百二十三年度ノミニ適用セラ  
ルヘキ分擔率ヲ全會一致ヲ以テ決定シタリ

(2,1) (附録)



一六九  
一六八  
一六七  
一六六  
一六五  
一六四  
一六三  
一六二  
一六一  
一六〇  
一五九  
一五八  
一五七  
一五六  
一五五  
一五四  
一五三  
一五二  
一五一  
一五〇  
一四九  
一四八  
一四七  
一四六  
一四五  
一四四  
一四三  
一四二  
一四一  
一四〇  
一三九  
一三八  
一三七  
一三六  
一三五  
一三四  
一三三  
一三二  
一三一  
一三〇  
一二九  
一二八  
一二七  
一二六  
一二五  
一二四  
一二三  
一二二  
一二一  
一二〇  
一一九  
一一八  
一一七  
一一六  
一一五  
一一四  
一一三  
一一二  
一一一  
一一〇  
一〇九  
一〇八  
一〇七  
一〇六  
一〇五  
一〇四  
一〇三  
一〇二  
一〇一  
一〇〇  
九十九  
九十八  
九十七  
九十六  
九十五  
九十四  
九十三  
九十二  
九十一  
九十  
八十九  
八十八  
八十七  
八十六  
八十五  
八十四  
八十三  
八十二  
八十一  
八十  
七十九  
七十八  
七十七  
七十六  
七十五  
七十四  
七十三  
七十二  
七十一  
七十  
六十九  
六十八  
六十七  
六十六  
六十五  
六十四  
六十三  
六十二  
六十一  
六十  
五十九  
五十八  
五十七  
五十六  
五十五  
五十四  
五十三  
五十二  
五十一  
五十  
四十九  
四十八  
四十七  
四十六  
四十五  
四十四  
四十三  
四十二  
四十一  
四十  
三十九  
三十八  
三十七  
三十六  
三十五  
三十四  
三十三  
三十二  
三十一  
三十  
二十九  
二十八  
二十七  
二十六  
二十五  
二十四  
二十三  
二十二  
二十一  
二十  
十九  
十八  
十七  
十六  
十五  
十四  
十三  
十二  
十一  
十  
九  
八  
七  
六  
五  
四  
三  
二  
一

右改正ノ效力ヲ生スルカ爲メニハ規約第二十六條ノ規定ニ從ヒ一定數ノ  
聯盟國之ヲ批准スルノ要アリ右改正ハ本年度ヨリ實施スルノ必要アルヲ  
以テ各國ニ於テ特ニ速ニ之ヲ批准スル様聯盟ヨリ各聯盟國ニ要望スル所  
アリ帝國ノ如キモ右希望ニ從ヒ客年末他ノ規約改正ト共ニ右改正ニ關シ  
御裁可ヲ經タリ然ルニ各國ノ批准ハ當初ノ豫期ト異リ遲々トシテ進マ  
今日迄ニ批准ノ寄託ヲ了シタルモノ英國及其殖民地並諸威瑞典等十數國  
ニ止リ未タ前記ノ定數ニ達セサルヲ以テ右改正規約ハ未タ實施セラレ  
批准期限タル本年八月初旬迄ニ效力ヲ生スルニ至ルヤ否ヤモ斷リ知ルヘ  
カラサル現狀ナリ

四 從ツテ嚴格ニ之ヲ論スレハ規約第六條末項ノ改正カ效力ヲ生スルニ至  
ル迄ハ如何ナル新分擔率ト雖モ之ヲ適用スヘキ法律上ノ基礎ヲ有セサル

次第ナルモ實際問題トシテハ萬國郵便聯合條約ニ依ル分擔率ヲ嚴重ニ適  
用スルコトハ新興國其ノ他ノ各種新事態ノ發生ニ伴ヒ事實上不可能ナル  
ノミナラス其ノ分擔率ノ不公平ナルヲ理由トシテ聯盟經費ノ分擔ヲ拒ム  
者アルニ至レル等諸般ノ事情モアリ更ニ聯盟ヨリハ本年度ヨリ直ニ新分  
擔率ニ依ラレンコトヲ各國ニ懇請シ今日迄既ニ英國、芬蘭、奧太利、瑞  
馬、佛國、濠洲、暹羅、チエツコ、波斯及伊國ハ各一部分又和蘭ハ全部  
ヲ新分擔率ニ依リ拂込ミ伊國ハ進ンテ近ク全部ヲ拂込ムノ約ヲ爲セルノ  
事實アリ而シテ帝國ノ關スル限り規約第六條末項ノ改正ニ付テハ他ノ規  
約改正ト共ニ既ニ御批准ヲ經居ル關係モアルヲ以テ法理上ノ見解ハ暫ク  
之ヲ措キ政策上ヨリ之ヲ見テ帝國ニ於テモ一九二三年度ニ限り臨機ノ措  
置トシテ新分擔率ニ相當スル額ヲ提供スルコト適當ナルヘク右ノ結果舊

次第ナルモ實際問題トシテハ萬國郵便聯合條約ニ依ル分擔率ヲ嚴重ニ適  
用スルコトハ新興國其ノ他ノ各種新事態ノ發生ニ伴ヒ事實上不可能ナル  
ノミナラス其ノ分擔率ノ不公平ナルヲ理由トシテ聯盟經費ノ分擔ヲ拒ム  
者アルニ至レル等諸般ノ事情モアリ更ニ聯盟ヨリハ本年度ヨリ直ニ新分  
擔率ニ依ラレンコトヲ各國ニ懇請シ今日迄既ニ英國、芬蘭、奧太利、瑞  
馬、佛國、濠洲、暹羅、チエツコ、波斯及伊國ハ各一部分又和蘭ハ全部  
ヲ新分擔率ニ依リ拂込ミ伊國ハ進ンテ近ク全部ヲ拂込ムノ約ヲ爲セルノ  
事實アリ而シテ帝國ノ關スル限り規約第六條末項ノ改正ニ付テハ他ノ規  
約改正ト共ニ既ニ御批准ヲ經居ル關係モアルヲ以テ法理上ノ見解ハ暫ク  
之ヲ措キ政策上ヨリ之ヲ見テ帝國ニ於テモ一九二三年度ニ限り臨機ノ措  
置トシテ新分擔率ニ相當スル額ヲ提供スルコト適當ナルヘク右ノ結果舊



國の利益を確保し、財政を健全にし、その結果として  
 経済の発展と民生の向上を期す。是れ我が國の第一の  
 任務にして、其の達成は、國民の協力と努力に依るべし。  
 政府は、是の任務を遂げ、國民の幸福と繁栄を期す。

一、財政の健全化。歳入の増進と歳出の削減を期す。

二、産業の振興。新産業の育成と旧産業の刷新を期す。

三、民生の改善。失業の防止と労働者の保護を期す。

四、教育の普及。国民の識字率の向上を期す。

五、国防の強化。国家の安全と主権の確保を期す。

率ニ比シ二十八萬六千九百五十圓四十錢ヲ増額支出セサル可カラサルコ  
 トトナルモ帝國ノ聯盟ニ於ケル地位ニ鑑ミ相當ト認メラルルニ付右ノ趣  
 旨ニテ閣議決定ヲ得度シ

(5) 概算書

百ニテ... 山 路 事 務 官 殿

昭和五年四月二十二日

外務省條約局 佐藤書記官

大藏省 山路事務官 殿

過日御來省ノ節御依頼有之候聯盟經費分擔委員會員名簿別紙ノ通御送付申  
上候御査収相成度候 敬具

COMMITTEE ON THE ALLOCATION OF EXPENSES

(Appointed by the Council, in accordance with a decision of the Assembly at its first ordinary session, for the purpose of drawing up a definite scheme for the allocation of the expenses of the League.)

- M. REVEILAUD (Chairman) (French).
  - M. Bogdan MARKOVITCH (Yugoslav).
  - M. DE NARVAEZ (Colombian).
  - Mr. PHILLIPS (British),
  - M. SATO (Japanese).
  - M. SOLERI (Italian).
  - Sir Henry STRAKOSCH, G.B.E. (South African).
  - M. ZAHLE (Danish).
  - M. WACHSMANN (German).
- Deputy Members:
- M.P. JACOBSSON (Swedish).
  - M. PARANJPYE (Indian).

一九二〇年 大正九年度 以降國際聯盟事務局費本邦分擔額累年開

西曆年	本邦年度	聯盟總豫算額	總單位本邦分擔率	增本
一九二〇	大正九年度	一〇〇〇〇〇〇〇法	四七八	五二五〇
一九二一	十	二一、二五〇〇〇〇〇	五一〇	一〇四、六
一九二二	十一	二〇、八七五、九四五〇	五一六	一〇一、三
一九二三	十二	二五、六七五、五〇八〇	九四四	一、九八五、三
一九二四	十三	二四、二五五、六三五七〇	九三二	一、五二〇、六
一九二五	十四	二五、六五八、一三八〇	九三五	一、四七五、二
一九二六	大正十五年、昭和元年	二五、九三〇、六三三〇	九三七	一、四六八、三
一九二七	二	二四、五一五、三四一〇	一〇一五	一、三五四、〇
一九二八	三	二五、三三三、八一七〇	九八六	一、五九五、六
一九二九	四	二七、〇二六、二八〇〇	九八六	一、五三〇、七
一九三〇	五	二七、九〇五、九三三〇	九八六	
一九三一	六			
一九三二	七			

邦分擔額系年圖

位	本邦分擔率	増	本	西	貨	邦	米	分	貨	擔	送	金	額	邦	貨
七八	二五	五二	五〇	〇〇	〇〇	〇〇	一〇	〇九	一四	〇〇	二〇	四三	三	六八	七
一〇	二五	〇四	一六	六六	〇〇	〇〇	二〇	〇九	九三	〇〇	四〇	五	一九	九五	八
一六	二五	〇一	一三	三五	〇〇	〇〇	一九	五	一四	〇〇	三九	一	四五	一七	八二
四四	七三	九八	五	三四	五	三八					七六	八	三九	二	一三四
五二	六一	五二	〇六	五六	四	三	二九	五	四一	五七	五	八八	五九	一	九九四
五五	六一	四七	八二	三	一四	八	二八	五	二二	九七	〇	五七	一七	〇	七七八
三七	六〇	四六	八三	四	五六一		二八	五	三二	一八一	五	六八	三	四	五五〇
一五	六〇	三五	四〇	一〇	二〇		二六	一	二六	〇七	九	五二	四	〇八	九一四四
八六	六〇	五九	五	六七	一六	六	二六	八	九一	三六	〇	五三	九	四	〇六八一
八六	六〇	五三	〇	七三	八	九〇	二九	五	三六	一一	二〇	五九	三	四九	四五六七

(5, '担額前)

(5, '担額前)

蔵省

大蔵省

